

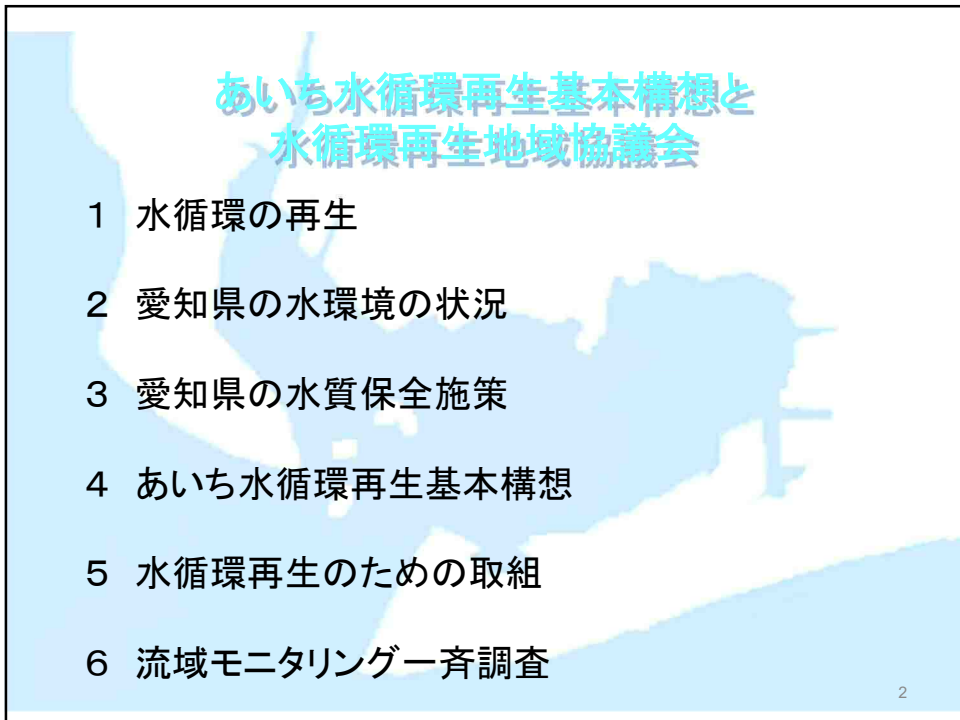
第 12 回 西三河地域水循環再生地域協議会

〔平成 30 年 2 月 9 日〕

目 次

第 12 回 西三河地域水循環再生地域協議会

あいち水循環再生基本構想と水循環再生地域協議会	P1
取組点検指標を用いた取組確認結果	P15
流域モニタリング一斉調査結果	P27
水循環再生のための啓発活動の実績	P32
水循環基本法の概要	P35
水循環基本計画の概要	P36
水循環基本法に基づく水循環計画の策定	P37
水循環啓発イベントカレンダーの作成	P42
(参考) 西三河地域水循環再生地域協議会設置要綱	P45



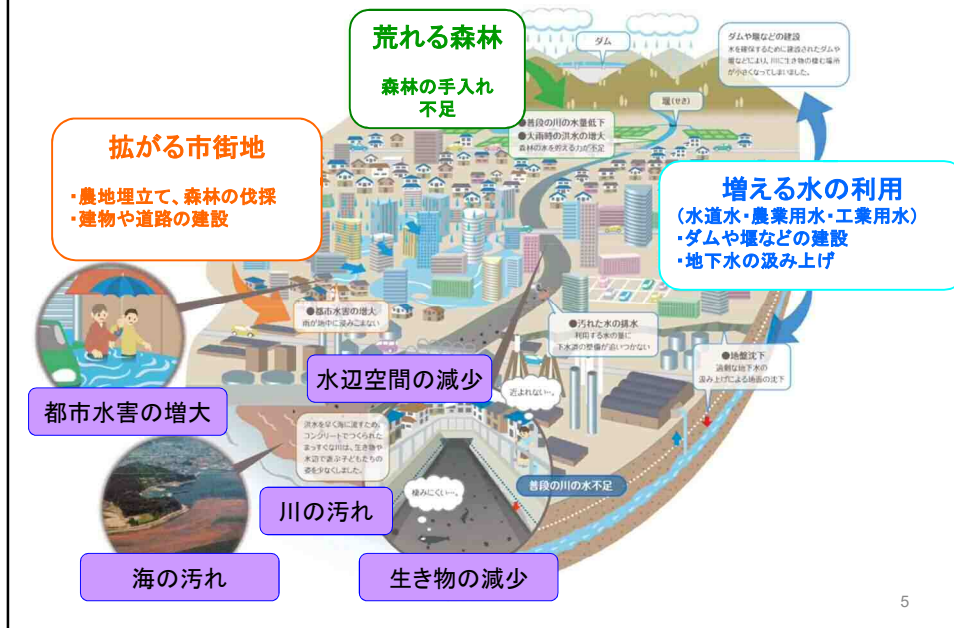
1 水循環の再生

3

(1) 水循環のしくみ

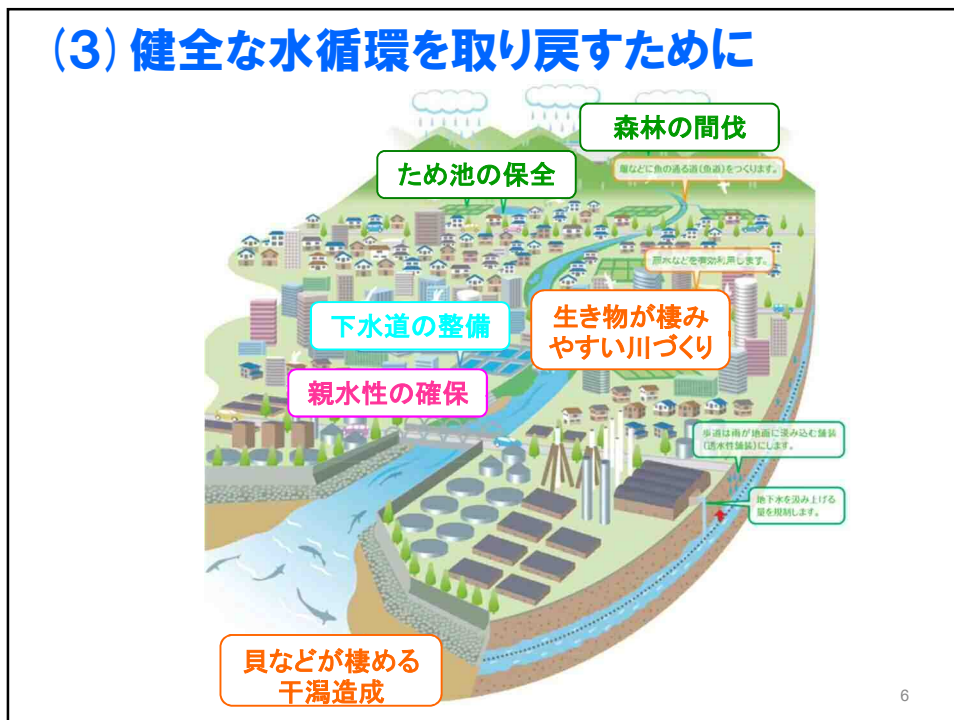


(2) 水循環の問題



5

(3) 健全な水循環を取り戻すために

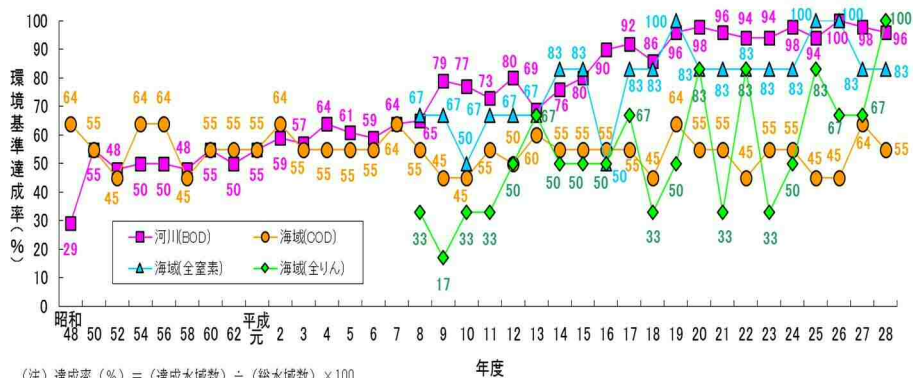


6

2 愛知県の水環境の状況

7

(1) 水質環境基準の達成率(県全域)



(注) 達成率(%) = (達成水域数) ÷ (総水域数) × 100
 (資料) 環境部調べ

(注) 達成率(%) = (達成水域数) ÷ (総水域数) × 100

< 達成率の長期的な推移 >

- ・ 河川のBODは改善傾向(ここ数年間は90%以上を維持)
- ・ 海域のCODは概ね横ばい、全窒素及び全磷は改善傾向

8

(2) 赤潮の発生

赤潮 プラクトンが異常に増殖し、海や川、運河、湖沼等の色が赤色や褐色に変色する現象。



9

(3) 苦潮(青潮)の発生

苦潮(青潮) 海底付近の貧酸素水塊が、強い風などにより表層に湧き上がり、海面が青色に変色したり白濁する現象。魚や貝の大量死など大被害をもたらすことがある。



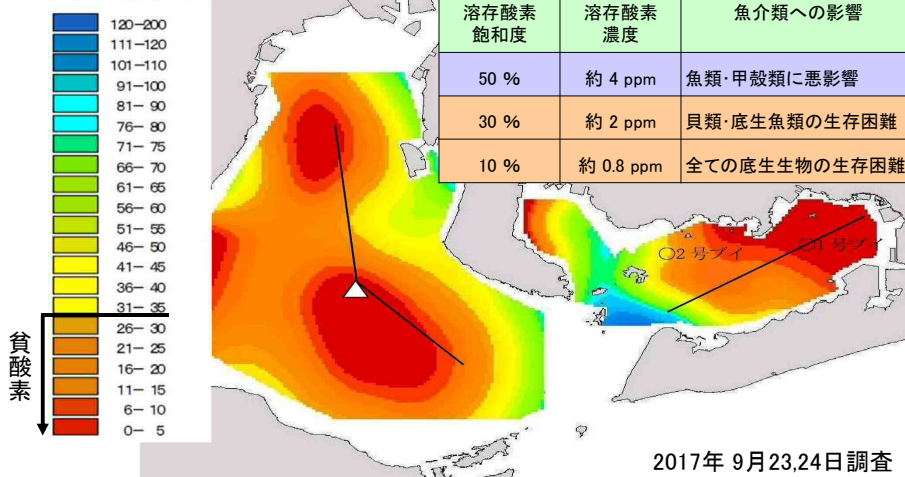
10

(4) 貧酸素水塊

貧酸素水塊

魚介類が生存できないくらいに溶存酸素濃度が低下した水の塊

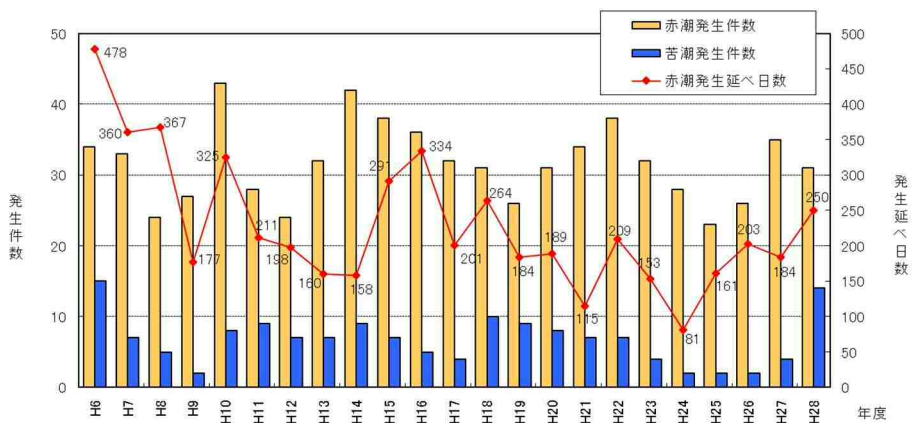
溶存酸素飽和度(%) 県水産試験場では、30%以下の水域を貧酸素水塊と定義



出典：伊勢湾三河湾貧酸素情報(H29-9号) (愛知県水産試験場)

11

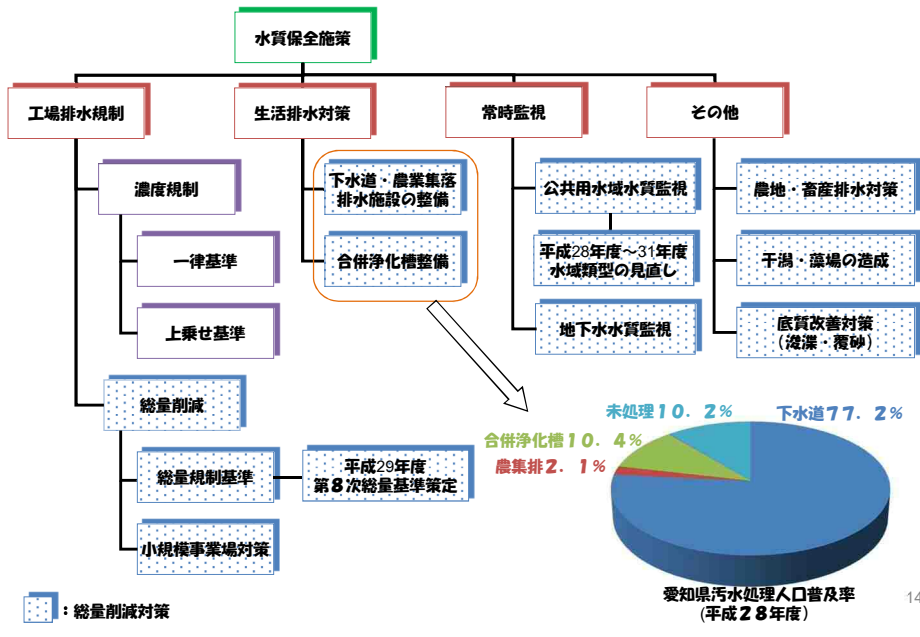
(5) 伊勢湾・三河湾の赤潮・苦潮の発生状況



資料：農林水産部調べ
12

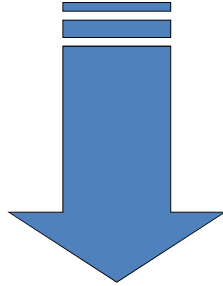
3 愛知県の水質保全施策

(1) 愛知県の水質保全施策



(2) 水質保全対策を進める上での視点の転換

場の視点



流れの視点

- 工場の排水規制などの限られた場所や、環境・治水・利水などの**限定した側面を捉えて**、各分野ごとに対策を実施

- 上流から下流までの水の流れを考慮し、**流域全体で水循環の機能に着目した取組**を総合的に実施

- 総合的な視点に立ち、**各主体が連携**して事業を実施

平成18年3月に「**あいち水循環再生基本構想**」を策定

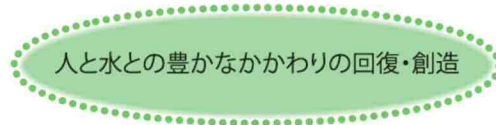
15

4 あいち水循環再生基本構想

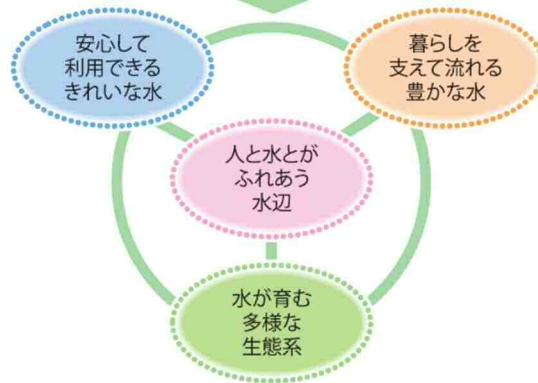
16

(1) 基本構想の「目標」と「めざす姿」

【目標】



【めざす姿】



17

(2) 基本構想のイメージ

取組

【健全な水循環の機能】

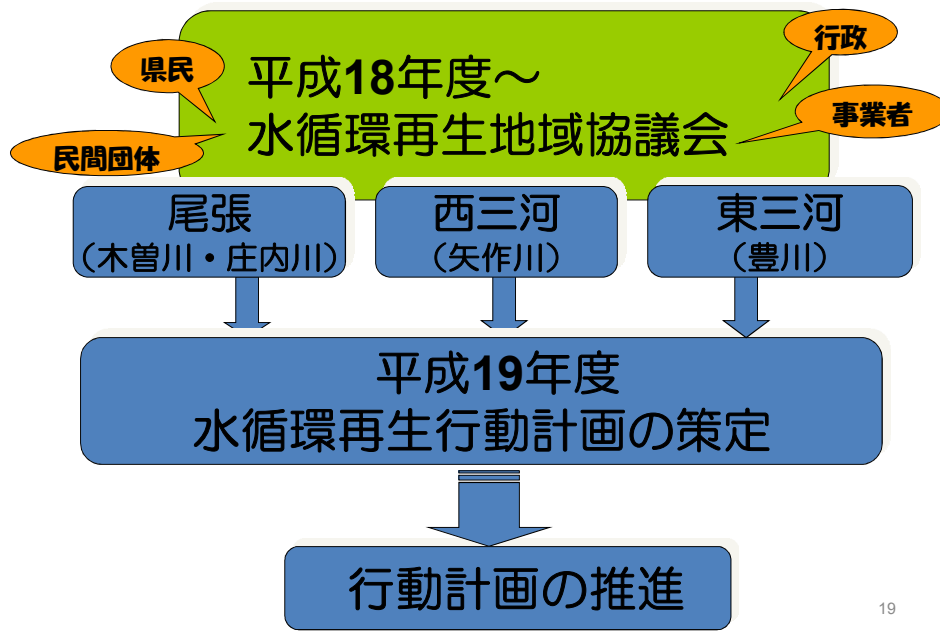
●取組の方向性
イメージ図

- 取組
- 【場所ごとのテーマ】
- ① 森林の整備・保全 (森づくり)
 - ② 農地保全 (郷づくり)
 - ③ まちづくり (まちづくり)
 - ④ 海づくり (川・里海づくり)



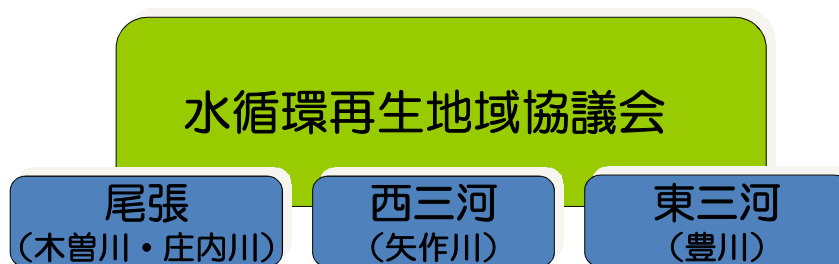
18

(3) あいち水循環再生地域協議会



19

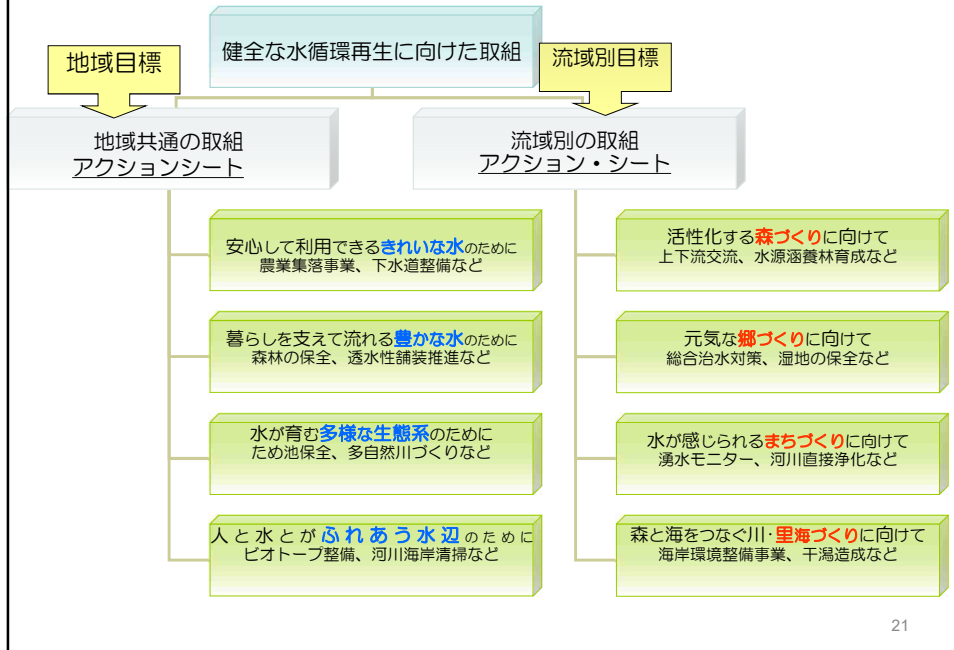
(4) あいち水循環再生地域協議会



- 平成18年度から3地域ごとに毎年1回開催
- 水循環再生に関する取組・活動状況の総括、取組点検指標による行動計画の進捗確認、事例紹介、啓発活動の報告、構成員相互の意見交換、情報交換など

20

(5) 水循環再生行動計画の構成



(6) 現在までの協議会の経緯

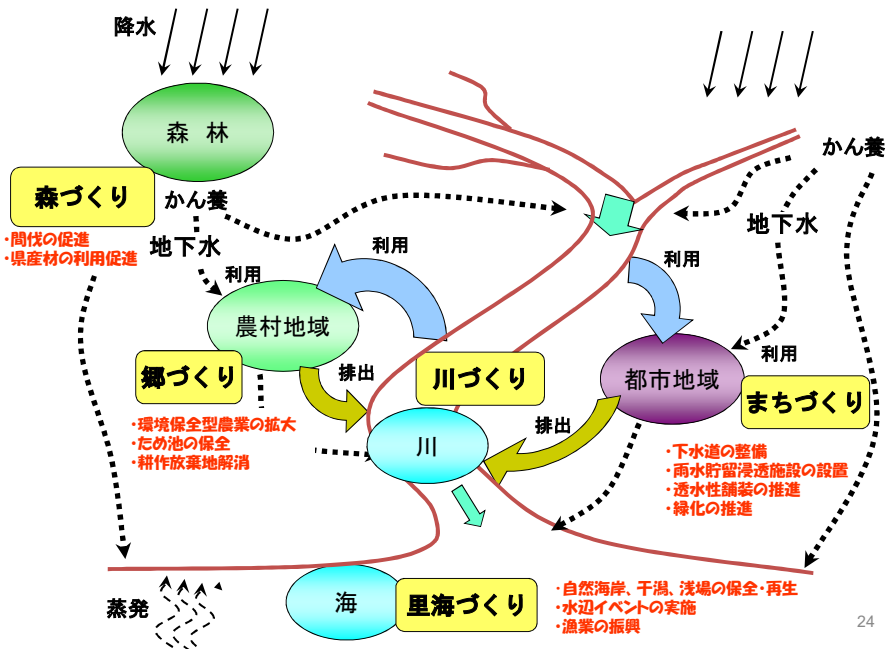
- H17年度 水循環再生基本構想 策定
- H18年度 水循環再生地域協議会 設立
- H19年度 水循環再生行動計画(第1次)策定
- H20年度 取組点検指標 作成
- H21年度 流域モニタリング一斉調査 開始
- H23年度 水循環再生行動計画(第2次)策定
- H27年度 水循環再生行動計画(第3次)策定

<毎年度実施>

流域モニタリング一斉調査、啓発活動、
取組点検指標による進捗確認、行動計画の見直し

5 水循環再生のための取組

(1) 水循環再生の取組



6 流域モニタリング一斉調査

25

(1) 県民参加の取組

「流域モニタリング一斉調査」

- (1) 水質(きれいな水)
水の汚れ(CODパックテスト)、水の色、濁り、におい、泡・油膜、水底の感触
- (2) 水量(豊かな水)
水深、流れの変化、流速、湧水(過去に確認された場所のみ採用)
- (3) 生態系(多様な生態系)
水質階級(水生生物調査)、魚の調査、
植生調査(水際、水辺周辺)、
鳥や昆虫の調査、外来種調査
- (4) 水辺(ふれあう水辺)
透視度、ごみの状況、
水辺の利用のしやすさ、
水辺への近づきやすさ、水辺の自然度、
水辺景観(心地よさ)
水辺での活動(①散歩、レジャー
②環境学習 ③環境保全活動)



26

(2) 流域モニタリング一斉調査の様子

水生生物の採取



パックテストの実施



透視度の測定



採取した水生生物



27

健全な水循環を再生するためには、
みなさんが実施している様々な取組を
長期的に継続して実施し、
相互に連携していくことが不可欠です。

28

取組点検指標を用いた取組確認結果（西三河地域）

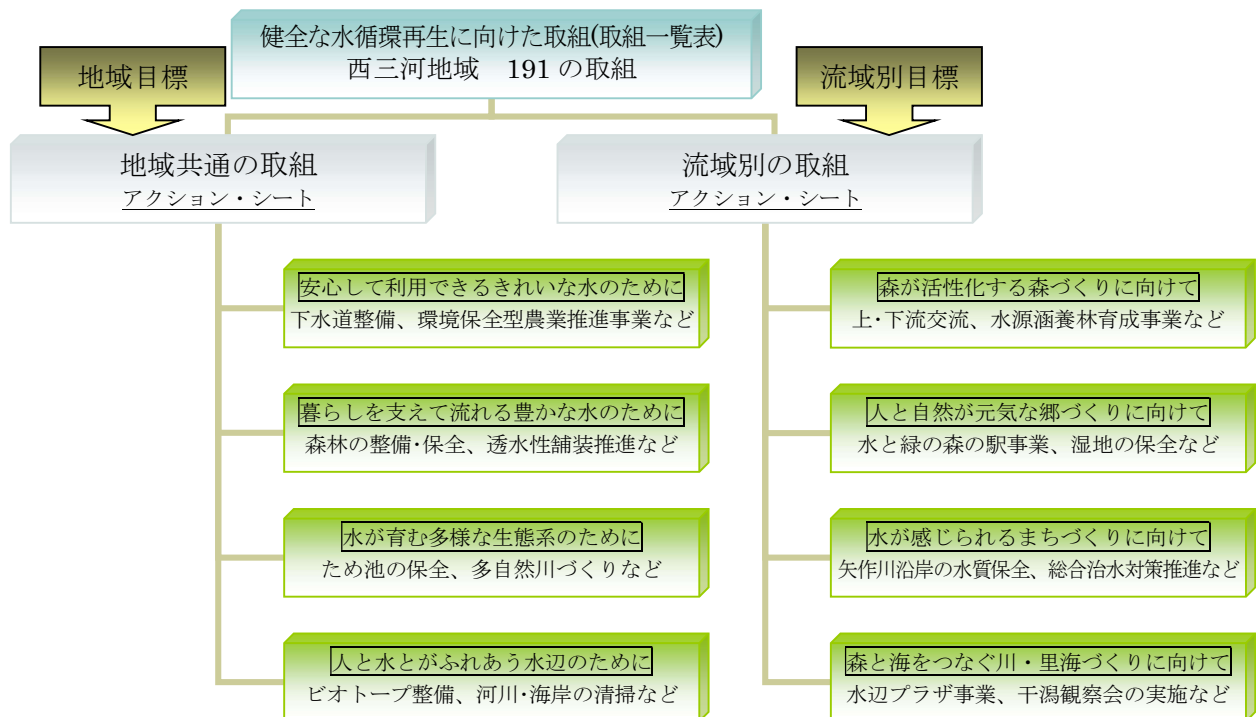
1 背景

西三河地域水循環再生地域協議会に設置した行動計画フォローアップチームが中心となり、行動計画の進捗状況を把握・点検するため、平成20年度に「取組点検指標」を取りまとめ、平成21年度から取組状況の確認を行っています。

「取組点検指標」では、地域で広く実施されている基盤的な取組である「地域共通の取組」と地域に根ざした取組である「流域別の取組」が設定されています。

さらに、「地域共通の取組」では、水循環の機能である「きれいな水」「豊かな水」「多様な生態系」「ふれあう水辺」の4項目が、「流域別の取組」では、水循環再生に向けた取組テーマである「森づくり」「郷づくり」「まちづくり」「川、里海づくり」の4項目が設定されています。

【取組点検指標の概念】

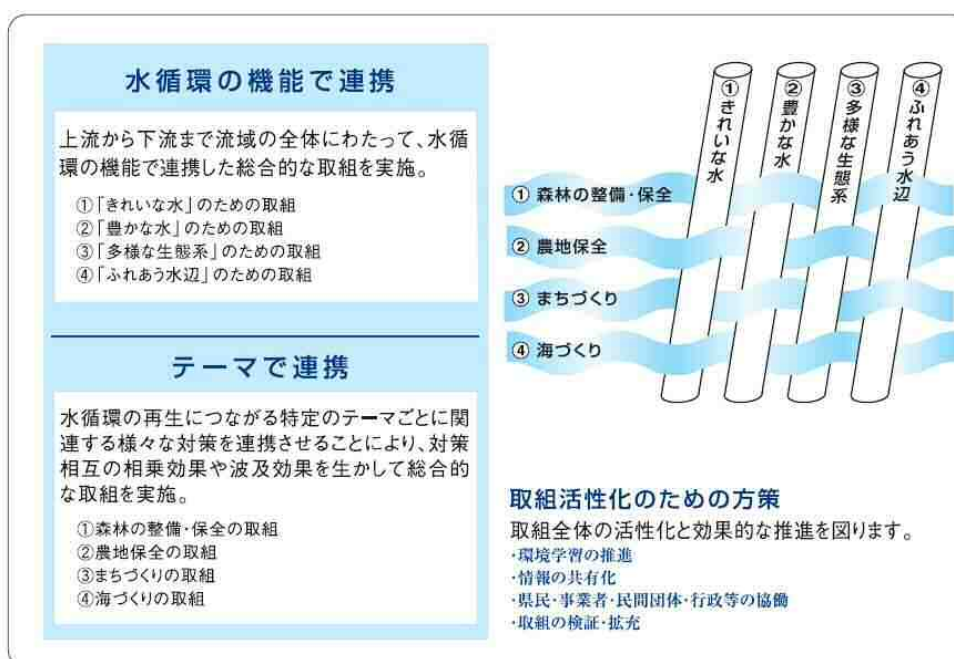




水循環のイメージ

2 平成 28 度取組実績

- ・西三河地域水循環再生地域協議会構成員 41 団体により、健全な水循環機能を取り戻すため様々な取組が実施されました（取組集計結果は別表参照）。
- ・地域共通の取組について、「きれいな水」の代表的な取組である、生活排水処理施設の整備（下水道の整備等）が進んだことにより、汚水処理人口普及率が年々上昇しています。また、下水道施設の高度処理の導入も進んでいます。
- ・流域別の取組については、清掃活動や湿地・湿原の保全活動、貯留浸透施設の設置などが実施されています。



健全な水循環を取り戻す取組の方向性

3 地域共通の取組の進捗確認

第3次の行動計画では、取組の進捗状況が示せるよう、地域共通の取組に目標値が設定されています。

(進捗状況の例)

- ・生活排水処理施設の整備は目標年度(H42)に向け整備が着実に進んでいます。
- ・雨水浸透施設等の設置やため池の保全、多自然川づくりなどは継続的に実施されています。
- ・河川・海岸清掃の実施回数は前年を下回ったものの、実施箇所数と延べ参加人数は前年を上回りました。
- ・河川及び海域の環境基準の達成率は目標を達成されませんでした。
- ・各取組の進捗状況は以下のとおりです。

	取組名	指標	実績		目標値	目標年度
			H27年度	H28年度		
1	生活排水処理施設の整備 (汚水処理全体)	汚水処理 人口普及率	89.2%	89.8%	100%	H42
2	下水道の整備	下水道普及率	76.7%	77.4%	92.6%	H42
3	高度処理施設の導入 (下水道整備の内)	高度処理 人口普及率	76.7%	77.4%	100%	H37
4	農業集落排水施設の 保全、管理	農業集落排水 処理人口普及率	2.9%	2.9%	3.1%	H42
5	合併処理浄化槽の設置	合併処理浄化槽 の基数割合	34.3%	35.7% (速報値)	100%	H42
6	コミュニティプラントの整備	コミュニティプラント 処理人口普及率	0.1%	0.14%	0.11%	H42
7	干潟・浅場造成事業	干潟・浅場 造成面積	6.8ha	17.8ha 28.5ha (H26～H28)	471ha	H26 ～ H50
8	河川等公共用水域 水質監視	河川(BOD)の 環境基準達成率	96%	95.8%	100%	毎年
9		海域(COD)の 環境基準達成率	67%	66.7%	100%	毎年
10	水生生物調査	実施箇所数	65箇所	90箇所	前年増	単年
11		延べ参加人数	1,354人	1,863人	前年増	単年
12	河川・海岸の清掃	実施回数	521回	488回	前年増	単年
13		実施箇所数	207箇所	220箇所	前年増	単年
14		延べ参加人数	52,486人	69,072人	前年増	単年
15	森林の整備促進	森林の整備面積	1,252ha	1,595ha 4,201ha (県域)	毎年 4,000ha (県域)	H28 ～ H32

	取組名	指標	実績		目標値	目標年度
			H27 年度	H28 年度		
16	雨水浸透施設等の設置 (浄化槽の転用を含む)	雨水貯留施設 の設置数	84 箇所	56 箇所	継続 実施	単年
17		雨水貯留浸透施設 の設置補助件数	236 件	162 件	継続 実施	単年
18	透水性舗装の推進	整備面積	未集計	27,089 m ²	継続 実施	単年
19	ため池の保全	整備箇所数	57 箇所	59 箇所	継続 実施	単年
20	多自然川づくり	整備延長	3.3km	1.0km	継続 実施	単年

4 行動計画の見直し

第3次の行動計画を以下のとおり見直す。

VI章 健全な水循環の状況や計画の進捗状況を表す指標(P109)

見直し前

取組番号	取組名	取組内容	指標	指標の説明	目標値	目標年度	目標の根拠	一覧表番号
共-11	森林整備の促進	・水源かん養機能などの多面的機能を高度に発揮する森林の整備・保全等を推進する。	間伐を実施した面積	間伐を実施した面積	5年間で14,010ha	平成23年度～平成27年度	食と緑の基本計画2015	67

見直し後

取組番号	取組名	取組内容	指標	指標の説明	目標値	目標年度	目標の根拠	一覧表番号
共-11	森林整備の促進	・水源かん養機能などの多面的機能を高度に発揮する森林の整備・保全等を推進する。	森林の整備面積	間伐を実施した面積	毎年4,000ha(県域)	平成28年度～平成32年度	食と緑の基本計画2020	67

見直し前

取組番号	取組名	取組内容	指標	指標の説明	目標値	目標年度	目標の根拠	一覧表番号
共-14	ため池の保全(1)	・多面的機能を持つため池の保全を推進	構成員が整備したため池の箇所数	構成員が整備したため池の箇所数	継続実施	単年度	食と緑の基本計画2015及び各構成員の保全計画	91～92

見直し後

取組番号	取組名	取組内容	指標	指標の説明	目標値	目標年度	目標の根拠	一覧表番号
共-14	ため池の保全(1)	・多面的機能を持つため池の保全を推進	構成員が整備したため池の箇所数	構成員が整備したため池の箇所数	継続実施	単年度	食と緑の基本計画2020及び各構成員の保全計画	91～92

西三河地域 地域共通の取組点検指標及び取組実績

めざす姿	指標とする取組 取組内容	実 績							目標値	目標年度	指標の説明					
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度				H28年度				
きれいな水	生活排水処理施設の整備 汚水処理全体 ・下水道、集落排水、合併処理浄化槽など地域の实情に応じた汚水処理施設の整備により、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図る。	汚水処理人口普及率(%)							汚水処理人口普及率(%)	100%	H42	汚水処理人口/行政人口×100				
	下水道の整備 ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため下水道整備を推進する。	下水道普及率(%)							下水道普及率(%)	92.6%	H42	下水道処理人口/行政人口×100				
	高度処理施設の導入(下水道整備の内) ・伊勢湾と三河湾の富栄養化を防止するため、下水道施設の高度処理化を行う。	高度処理人口普及率(%)							高度処理人口普及率(%)	100%	H37	高度処理人口/行政人口×100				
	農業集落排水施設の保全、管理 ・農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を保全、維持し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全を図る。	農業集落排水処理人口普及率(%)							農業集落排水処理人口普及率(%)	3.1%	H42	農業集落排水処理人口/行政人口×100				
	合併処理浄化槽の設置 ・既設の単独処理浄化槽について、地域の实情に応じ、合併処理浄化槽への転換の促進を図る。併せて窒素、リンが削減できる高度処理型の浄化槽の普及を推進する。	合併処理浄化槽処理人口普及率(%)							合併処理浄化槽処理人口普及率(%)	—	—	合併処理浄化槽設置済人口/行政人口×100				
		合併処理浄化槽の基数割合(%)							合併処理浄化槽の基数割合(%)	100%	H42	合併処理浄化槽基数/全浄化槽基数×100				
		合併処理浄化槽の基数割合(%)							合併処理浄化槽の基数割合(%)	24.0%	26.7%	28.2%	29.7%	31.3%	33.1%	34.3%
	コミュニティプラントの整備 ・コミュニティプラントの整備及び適正な維持管理を推進する。	コミュニティプラント処理人口普及率(%)							コミュニティプラント処理人口普及率(%)	0.11%	H42	コミュニティプラント処理人口/行政人口×100				
	干潟・浅場造成事業 ・水質・底質の悪化により低下した漁場生産力の回復や水質浄化機能の向上を図る。	干潟・浅場造成面積(ha)							干潟・浅場造成面積(ha)	471ha	H26 ~H50	干潟・浅場を造成した面積				
	河川等公共用水域水質監視 ・公共用水域及び地下水の水質常時監視を実施する。	河川(BOD)の環境基準達成率(%)							河川(BOD)の環境基準達成率(%)	100%	毎年	河川BOD(西三河地域のみ)の環境基準達成率				
		海域(COD)の環境基準達成率(%)							海域(COD)の環境基準達成率(%)	100%	毎年	海域COD(衣浦湾のみ)の環境基準達成率				
	水生生物調査 ・身近な自然とふれあうことで、環境問題への関心を高めるとともに広く水環境保全の普及啓発を実施する。	実施箇所数							実施箇所数	前年増	単年	水生生物調査の実施箇所数、延べ参加人数				
		82箇所	68箇所	53箇所	68箇所	64箇所	52箇所	65箇所	90箇所							
		延べ参加人数(人)							延べ参加人数(人)	前年増	単年					
	河川・海岸の清掃 ・きれいな川と海を次世代へ残すために地域住民・自治体・国が一体となって清掃活動を行う。また、河川、水路及びため池の環境を守り向上させるために、啓発活動と美化活動を行う。	実施回数(回)							実施回数(回)	前年増	単年	構成員が主催する河川又は海岸の清掃活動の実施回数、実施箇所数、延べ参加人数				
141回		186回	198回	619回	528回	472回	521回	488回								
実施箇所数							実施箇所数	前年増	単年							
延べ参加人数(人)							延べ参加人数(人)	前年増	単年							
25,452人	30,801人	39,861人	81,768人	59,501人	55,451人	52,486人	69,072人									

めざす姿	指標とする取組	実 績							目標値	目標年度	指標の説明	
	取組内容	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度				H28年度
豊かな水	森林整備の促進	森林の整備面積 (ha)							森林の整備面積 (ha)	毎年 4千ha (県域)	H28 ~H32	間伐を実施した面積
	・ 森林が有する水源の涵養などの多面的機能を十分に発揮させるため、森林の適切な保全管理を行う。	1904ha	1,941ha	1,840ha	1,551ha	1,555ha	1,374ha	1,252ha	1,595ha			
	雨水浸透施設等の設置(浄化槽の転用を含む)	雨水貯留施設の設置数							雨水貯留施設の設置数	継続 実施	単年	・ 構成員が施工した公共施設等における雨水貯留施設の設置数 ・ 地域住民が行う雨水貯留浸透施設(浄化槽転用貯留槽、雨水貯留浸透施設、雨水浸透ます、雨水浸透管・側溝、透水性舗装など)の設置に補助した件数
	・ 降雨時における雨水流出抑制を図ることにより河川などの洪水を軽減するとともに、公共下水道接続時に不用となる浄化槽を雨水貯留施設へ転用することで、雨水の有効利用及び地下水の涵養を図る。	206箇所	231箇所	163箇所	156箇所	211箇所	180箇所	84箇所	56箇所			
	透水性舗装の推進	雨水貯留浸透施設設置補助件数							雨水貯留浸透施設設置補助件数	継続 実施	単年	構成員が施工した透水性舗装の面積
・ 雨水を地中に浸透させ、都市の水循環をより自然なものに近づけ、雨水流出抑制と地表面の温度低下によるCO2削減など環境に配慮したまちづくりを行う。	340件	271件	286件	358件	309件	283件	236件	162件				
ため池の保全	整備箇所数							整備箇所数	継続 実施	単年	構成員が整備したため池の箇所数	
・ 近年の都市化の進展などによりため池を取り巻く環境の悪化や、ため池の減少など様々な課題に対応するため、県が策定した「愛知県ため池保全構想(H19.3)」に基づき、ため池が持つ多面的機能を維持・増進する。	62箇所	52箇所	48箇所	48箇所	50箇所	48箇所	57箇所	59箇所				
多様な生態系	多自然川づくり	整備延長(km)							整備延長(km)	継続 実施	単年	県内全域での実績
	・ 河川全体の営みを視野に入れ地域の歴史文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する。	-	3km	1km	1km	5km	7.6km	3.3km	1.0km			
	干潟・浅場造成事業(再掲「きれいな水」)	干潟・浅場造成面積 (ha)							干潟・浅場造成面積 (ha)	471ha	H26 ~H50	干潟・浅場を造成した面積
	・ 水質・底質の悪化により低下した漁場生産力の回復や水質浄化機能の向上を図る。	4.7ha	8ha	3.1ha	2.0ha	2.6ha	3.8ha	6.8ha	17.8ha			
	ため池の保全(再掲「きれいな水」)	整備箇所数							整備箇所数	継続 実施	単年	構成員が整備したため池の箇所数
	・ 近年の都市化の進展などによりため池を取り巻く環境の悪化や、ため池の減少など様々な課題に対応するため、県が策定した「愛知県ため池保全構想(H19.3)」に基づき、ため池が持つ多面的機能を維持・増進する。	62箇所	52箇所	48箇所	48箇所	50箇所	48箇所	57箇所	59箇所			
河川・海岸の清掃(再掲「きれいな水」)	実施回数(回)							実施回数(回)	前年増	単年	構成員が主催する河川又は海岸の清掃活動の実施回数、実施箇所数、延べ参加人数	
・ きれいな川と海を次世代へ残すために地域住民・自治体・国が一体となって清掃活動を行う。また、河川、水路及びため池の環境を守り向上させるために、啓発活動と美化活動を行う。	141回	186回	198回	619回	528回	472回	521回	488回				
	実施箇所数							実施箇所数	前年増	単年	構成員が主催する河川又は海岸の清掃活動の実施回数、実施箇所数、延べ参加人数	
	152箇所	159箇所	188箇所	341箇所	287箇所	233箇所	207箇所	220箇所				
	延べ参加人数(人)							延べ参加人数(人)	前年増	単年	水生生物調査の実施箇所数、延べ参加人数	
	25,452人	30,801人	39,861人	81,768人	59,501人	55,451人	52,486人	69,072人				
	実施箇所数							実施箇所数	前年増	単年	水生生物調査の実施箇所数、延べ参加人数	
・ 身近な自然とふれあうことで、環境問題への関心を高めるとともに広く水環境保全の普及啓発を実施する。	82箇所	68箇所	53箇所	68箇所	64箇所	52箇所	65箇所	90箇所				
	延べ参加人数(人)							延べ参加人数(人)	前年増	単年	水生生物調査の実施箇所数、延べ参加人数	
	2,906人	2,508人	2,174人	2,882人	2,311人	1,982人	1,354人	1,863人				
ふれあう水辺	多自然川づくり(再掲「多様な生態系」)	整備延長(km)							整備延長(km)	継続 実施	単年	県内全域での実績
	・ 河川全体の営みを視野に入れ地域の歴史文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する。	-	3km	1km	1km	5km	7.6km	3.3km	1.0km			
	河川・海岸の清掃(再掲「きれいな水」)	実施回数(回)							実施回数(回)	前年増	単年	構成員が主催する河川又は海岸の清掃活動の実施回数、実施箇所数、延べ参加人数
	・ きれいな川と海を次世代へ残すために地域住民・自治体・国が一体となって清掃活動を行う。また、河川、水路及びため池の環境を守り向上させるために、啓発活動と美化活動を行う。	141回	186回	198回	619回	528回	472回	521回	488回			
	実施箇所数							実施箇所数	前年増	単年	構成員が主催する河川又は海岸の清掃活動の実施回数、実施箇所数、延べ参加人数	
	152箇所	159箇所	188箇所	341箇所	287箇所	233箇所	207箇所	220箇所				
	延べ参加人数(人)							延べ参加人数(人)	前年増	単年	構成員が主催する河川又は海岸の清掃活動の実施回数、実施箇所数、延べ参加人数	
	25,452人	30,801人	39,861人	81,768人	59,501人	55,451人	52,486人	69,072人				

流域名	テーマ区分	指標とする取組	実施機関名 (構成員名)	実績							
				H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
矢作川等流域	川・里海づくり	干潟・浅場の造成 ・ 漁場生産力の回復、水質浄化機能の向上を図るため、干潟浅場を造成する。	県水産課	干潟・浅場造成面積 (ha)							干潟・浅場造成面積 (ha)
				4.7ha	4.2ha	3.1ha	1.5ha	2.6ha	3.8ha	6.4ha	4.8ha
		矢作川水辺プラザ整備事業 ・ 岡崎市が矢作川沿いの大門河川緑地と大門公園、堤下公園を一体に整備し、国が堤防の拡幅と低水護岸整備等を行う。	岡崎市	整備箇所数							整備箇所数
				1.67ha(累積)	1.67ha(累積)	1.67ha(累積)	1.67ha(累積)	1.93ha(累積)	2.1ha(累積)	3.4ha(累積)	1箇所 3.76ha(累計)
		緩傾斜堤防の整備 ・ 堤防耐震化とともに、安全で人々が快適に水辺に近づけるよう堤防の緩傾斜化を図る。	西三河建設事務所	整備延長 (m)							整備延長 (m)
				850m	36m	35m	45.5m	388.7m	260m	259m	784.4m
		矢作川沿岸の水質保全 ・ 開発時に事業者と事前協議を行い、濁水流出の未然防止に努めている。 ・ 流域住民交流による水質保全活動を実施する。 ・ 工場排水、開発工事現場、廃棄物処分場などのパトロールを実施する。	矢作川沿岸水質保全対策協議会	パトロール回数							パトロール回数
				131回	131回	131回	148回	145回	156回	149回	158回
		石川・光明寺川の保全活動 ・ 身近な河川への関心を高めるため、総合学習で地域の河川環境の保全に取り組む。	幸田町	実施回数 (回)							実施回数 (回)
				4回	17回	27回	27回	27回	27回	27回	2回
				実施箇所数							実施箇所数
				2箇所	13箇所	22箇所	22箇所	22箇所	22箇所	22箇所	2箇所
				延べ参加人数 (人)							-
				376人	1,924人	7,688人	7,789人	7,781人	8,207人	7,782人	-
		水生生物調査 ・ 身近な自然とふれあうことで、環境問題への関心を高めるとともに広く水環境保全の普及啓発を実施する。	流域市町、豊橋河川事務所、県水地盤環境課 (※報告機関：豊橋河川事務所、県水地盤環境課)	実施箇所数							実施箇所数
				50箇所	46箇所	43箇所	43箇所	36箇所	36箇所	50箇所	70箇所
				延べ参加人数 (人)							延べ参加人数 (人)
		1,943人	1,679人	1,834人	1,963人	1,400人	1,434人	857人	1,129人		
干潟観察会の実施 ・ 干潟は豊かな生態系を育むとともに、海域の水質浄化にも大きな働きをもっていることから、このような干潟の機能を学習し、干潟の保全活動につなげる。	西尾市	実施回数 (回)							実施回数 (回)		
		1回	1回	1回	2回	3回	3回	3回	3回		
		参加者数 (人)							参加者数 (人)		
		141人	208人	17人	99人	158人	126人	126人	126人		
「水のかんきょう楽校」(水源かん養林事業) ・ 明治用水土地改良区は、百年近く前から先人達が掲げた「水をつかうものは水をつくれ」を合い言葉に、長野県根羽村ほかで「水源の森」約525haを守り続けている。 ・ この取組の一環として、小中学生を中心とした「水のかんきょう楽校」を開校し、水の大切さ・水源の森の役割・「水循環」などを地球的な規模として考え、学ぶ機会を提供する。	明治用水土地改良区	啓発事業開催回数							啓発事業開催回数		
		31回	29回	38回	18回	18回	26回	39回	26回		
		啓発事業参加者数 (人)							-		
		6,094人	6,276人	3,911人	1,201人	1,302人	1,309人	2,569人	-		
		連携団体数 (団体)							-		
		14団体	21団体	21団体	21団体	21団体	26団体	37団体	-		
乙川サミットの開催 ・ 乙川に関係する団体(学校、漁協、美しくする会、岡崎市、愛知県、国など)が一室に会して、各団体の活動や事業を紹介し、お互いの活動に対して理解を深めるため、定期的開催する。	岡崎市	参加団体数 (団体)							参加者数 (人)		
		・ 討論 4団体 ・ 参加団体 不明	18団体	18団体	15人	204人	22人(7団体)	36人(11団体)	19人		
船遊び(乙川観光船事業) ・ 観光基本計画に基づき観光振興アクションプランの重点プロジェクトの1つとして「家康公のまち」魅力創造事業で特に岡崎公園・八帖蔵通り・大樹寺周辺を結ぶエリアを岡崎観光の各拠点となる重点地区として乙川を利用した新たな観光資源として観光船を浮かべ観光客の誘致を図る。	岡崎市	参加者数 (人)							参加者数 (人)		
		3,894人	3,043人	2,467人	1,431人	1,728人	1,989人	2,098人	-		
三河湾クルーズ「海の生き物調査隊」の実施 ・ 三河湾の現状を体感することで環境意識を高め、海の生き物観察や海のごみなどについての環境学習を実施する。	西尾市	参加者数 (人)							参加者数 (人)		
									94人		

流域名	テーマ区分	指標とする取組	実施機関名 (構成員名)	実績								
				H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
境川等流域 【課題】 ○上流3市1町(大府市、豊明市、みよし市、東郷町)は生活排水対策重点地域に指定されており、生活排水対策の推進が必要となっている。 ○ため池は多面的な機能も持つことから、その保全を図ることが必要である。 ○総合治水対策として、雨水貯留浸透施設の設置などが必要である。 ○河川周辺の水辺は生物の貴重な生息・生育域であり、水辺に親しむ場所でもあるので、自然環境の保全・再生が必要である。	森づくり	水源涵養林育成事業 ・ 植樹祭でヒノキの苗の植樹を行う。	愛知用土地利用改良区	整備面積 (ha)								
	郷づくり	湿地・渚原の保全 ・ 除草や竹の伐採をすることにより、カキツバタ群落の保護保全・増殖を図る。 ため池の保全 ・ 「蜻蛉の会」が、ため池付近の清掃、ピオトープ整備、緑化活動等を実施する。	刈谷市	除草作業実施回数 (回)								
	まちづくり	合流式下水道の改善 ・ 合流式下水道の改善のため、吐き口対策スクリーン、遮集管、雨水貯留施設等の設置を行う。	大府市	実施内容								
	【目標】 ・ 多様な動植物が見られる河川環境 ☆ 保水・かん養や生物の住処をもたらすため池の回復 <上流> ○ 魚の姿がたくさん見える。 ○ 水に入って遊びたい水辺 ○ 濁りや色が気にならない。 <中・下流> ○ シなど河畔の植物が多く、在来種が多い。 ○ 眺めたり散歩したい水辺。 ○ 濁りや色が気にならない。	川・里海づくり	特定都市河川浸水被害対策法に基づく取組	名古屋市、刈谷市、豊田市、安城市、東海市、大府市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、東郷町、東浦町、県河川課 (※報告機関：県河川課)	実施内容							
			調整池整備 ・ 計画的に調整池を設置し、浸水被害の軽減を図る。	安城市	整備容量 (m ³)							
			明德寺川の清掃活動 ・ 河川の清掃を行う。	東浦町	実施回数 (回)							
			水生生物調査 ・ 身近な自然とふれあうことで、環境問題への関心を高めるとともに広く水環境保全の普及啓発を実施する。	流城市町、県水地盤環境課 (※報告機関：県水地盤環境課)	実施箇所数							
	油ヶ淵等 【課題】 ○ 流域の汚濁負荷量の約7割は生活系であり、生活排水対策を進めることが必要である。 ○ 油ヶ淵の流入河川は自流水が少なく、非灌漑期には河川湖沼での汚濁が見られることから、地下水のかん養機能の回復も必要である。	郷づくり	環境保全型農業推進事業 ・ 環境安全推進マニュアルを始めとしたGAP手法の導入を推進する。 ・ 持続性の高い農業に取り組むエコファーマーの育成を推進する。	県農業経営課	環境安全推進マニュアル導入(産地数)							
		まちづくり	調整池整備 ・ 計画的に調整池を設置し、浸水被害の軽減を図る。	安城市	整備容量 (m ³)							
			生活排水対策モデル地区事業 ・ 毎年、油ヶ淵流域の1町内会を生活排水対策モデル地区に指定し、生活排水に関する学習会及び水質浄化啓発用品を配布し、実践活動を中心とした生活排水対策を実施する。 ・ アンケート調査を実施し、実践活動の効果を確認する。	安城市	学習会参加人数 (人)							
アクション油ヶ淵(油ヶ淵水質浄化イベントの実施) ・ 油ヶ淵の水質浄化の取組発表や講演などを行い、地域住民の方々の水質浄化への意識の高揚を図る。			碧南市、安城市、西尾市、高浜市、県水地盤環境課 (※報告機関：県水地盤環境課)	参加人数 (人)								
水田貯留施設の設備 ・ 流域全体の治水安全度を向上させるため、排水路に調整池を設置し、上流の水田の雨水貯留機能を増大させることで浸水被害の軽減を図る。		安城市	整備箇所									
				整備回数 (回)								
				実施回数 (回)								
				実施箇所数								
				延べ参加人数 (人)								
				環境安全推進マニュアル導入(産地数)								
				エコファーマー認定数 (人)								
				整備容量 (m ³)								
				学習会参加人数 (人)								
				参加人数 (人)								
				整備箇所								

流域名	テーマ区分	指標とする取組	実施機関名 (構成員名)	実績													
				H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度						
油ヶ淵等 【目標】 ☆湖畔の散歩道において不快に感じなく、水辺で湖底が見られる。 ☆湖内全域で魚が生息できる。 ☆川の辺りを眺めたり散策が楽しい <湖内> ○魚、鳥、カエルなど、いろいろな種類の生き物がたくさんいる。 ○透視度30cm以上、透明度1m以上 <流入河川> ○魚の姿がたくさん見える。 ○臭いや、濁りや色が気にならない。	川・里海づくり	油ヶ淵の浄化対策 ・油ヶ淵への流入河川において、直接浄化施設による河川水質の改善を行う。 ・油ヶ淵及び流入河川の底泥からの栄養塩類の溶出を防ぐため浚渫や覆砂を行う。 ・河川の多自然化や湖沼への植物の植栽により植物の生育における水質改善を行う。	安城市、知立建設事務所	浄化施設の汚泥処理量（知立建設事務所、安城市）							浄化施設の汚泥処理量(m)						
		-		4m ³	4m ³	4m ³	2m ³	8m ³	208m ³	209m ³							
		覆砂面積 (ha)（知立建設事務所）							覆砂面積 (ha)								
		8.6ha	0.8ha	1.3ha	1.2ha	-	-	-	-								
		植生浄化 (m)（知立建設事務所）							植生浄化 (m)								
		120m	-	-	-	264m	559m	425m	924m								
		整備状況							整備状況								
		油ヶ淵水辺公園整備 ・天然湖沼で、広々とした水面を持つ油ヶ淵の特徴を生かし、周辺区域を含めて公園として整備。							知立建設事務所	・公園実施設計 ・橋梁詳細設計 ・地質調査 ・希少種保全調査	公園実施設計	公園実施設計	一部造成工事着手	一部、工事着手	一部、工事着手	一部、工事着手	工事中
		港湾環境整備事業 ・緑地の整備を行い、憩いの場の創出を図る。							衣浦港務所	整備面積 (ha)							整備面積 (ha)
		-	-	-	-	-	-	-	造成土工1式 排水・給水工1式	多目的広場整備1式 防護柵1式							
		油ヶ淵浄化デー（油ヶ淵周辺の清掃活動） ・毎年7月第4日曜日に流域4市（碧南市、安城市、西尾市、高浜市）と流域住民が清掃活動を行う。							碧南市、安城市、西尾市、高浜市、県水地盤環境課 (※報告機関：県水地盤環境課)	延べ参加人数(人)							延べ参加人数(人)
		3,380人	3,350人	3,050人	4,032人	4,378人	4,494人	4,578人	4,231人								
		ごみの量(kg)							ごみの量(kg)								
		2,040kg	1,300kg	3,740kg	5,860kg	4,100kg	2,070kg	1,730kg	1,050kg								
		水生生物調査							実施箇所数	実施箇所数							
6箇所	1箇所	6箇所	4箇所	2箇所	1箇所	1箇所	2箇所										
延べ参加人数(人)							延べ参加人数(人)										
119人	29人	250人	273人	24人	23人	28人	158人										
油ヶ淵清流ルネッサンスⅡ（油ヶ淵流域水環境モニタリング） ・清流ルネッサンスⅡに基づく各種対策が油ヶ淵や河川など、流域の水環境にどう反映しているかを把握するため、また、地域住民に水環境の現状を把握してもらうために水環境モニタリングを実施する。							碧南市、安城市、西尾市、高浜市、県水地盤環境課 (※報告機関：県水地盤環境課)	湖内COD(mg/L)							湖内COD(mg/L)		
平均 5.9 mg/L	平均 6.7 mg/L	平均 6.6 mg/L	平均 7.0 mg/L	平均 6.7 mg/L	平均 7.5 mg/L	平均 7.2 mg/L	平均 6.9 mg/L										
湖内底層DO(mg/L)							湖内底層DO(mg/L)										
平均 5.7 mg/L	平均 5.3 mg/L	平均 5.5 mg/L	平均 9.0 mg/L	平均 4.9 mg/L	平均 5.2 mg/L	平均 6.1 mg/L	平均 6.0mg/L										
湖内透視度(cm)							湖内透視度(cm)										
平均 32.9 cm	平均 25.2 cm	平均 28.9 cm	平均 25.2 cm	平均 31.3 cm	平均 25.7 cm	平均 26.8 cm	平均 27.4 cm										

流域モニタリング一斉調査結果（西三河地域）

1 背景

水循環再生行動計画では、水循環に対する県民意識の向上を図るため、気軽に参加できる水環境の調査として、「流域モニタリング一斉調査」の実施を位置付けています。

この一斉調査は、水質・水量・生態系・水辺といった水循環に関する項目からなる「水循環再生指標」（平成19年7月作成）を活用したもので、平成21年度から実施しています。水循環再生に向けた取組の評価や見直しに活用するだけでなく、流域全体の状況把握や流域内の連携向上を期待して行っています。

2 参加者公募状況

幅広い県民を対象に流域モニタリング一斉調査の参加を促すため、事務局（県環境部水地盤環境課）が平成29年3月に参加者を募集しました。

また、市町村には参加者公募の広報を依頼しました。34の市町村が広報、ホームページ、チラシ等を活用して公募を行いました。

表1 公募状況

地域名	広報	ホームページ	チラシ	複数 (広報+チラシ等)	その他	合計
尾張地域	5 (6)	3 (5)	3 (2)	3 (4)	0 (0)	14 (17)
西三河地域	10 (7)	1 (1)	1 (1)	3 (3)	0 (1)	15 (13)
東三河地域	2 (2)	1 (1)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	5 (6)
合計	17 (15)	5 (7)	4 (3)	8 (10)	0 (1)	34 (36)

※（ ）内は、平成28年度の状況を示す。

参考

平成28年度	15 (7)	7 (1)	3 (1)	10 (3)	1 (1)	36 (13)
平成27年度	20 (9)	7 (1)	4 (1)	13 (6)	0 (0)	44 (17)

※（ ）内は、西三河地域の状況を示す。

< 広報参考例 >

**流域モニタリング一斉調査
参加者募集**

河川やため池など身近な水環境に興味を持っていただくため、県民の方々を対象に県内全域で「流域モニタリング一斉調査」を実施します。

この調査は、参加者の五感により水の色やにおいなどを評価するもので、どなたでも簡単に実施できます。

■対象 どなたでも（小学生以下は保護者と一緒に参加）

■期間 6月5日（月）（環境の日）～9月末

※期間内に調査ができない場合は調査日を変更できます。

■内容 身近な水辺（川、ため池、湖、水路、海辺など）で「水のきれいさ」「水の量」「生態系」「水辺のようす」を調べ、所定の調査票にて報告

■申込み・問い合わせ 5月8日（月）～8月25日（金）に、電話で環境課へ ☎4001

**流域モニタリング一斉調査
参加者募集**

個人以上のグループ 小学生以下は保護者同伴 6月5日（月）～9月30日（土）の調査可能日 身近な水辺で水の綺麗さ・量・生態系・水辺の様子について調査・報告 8月10日（木）までに氏名・電話番号を電話・ファックスかEメールで環境保全課へ ☎34・6828 FAX 34・6884 K. Itozumi@lv.toyokatacity.jp

3 参加の状況について

地域名	実施状況（平成 29 年度）			
	市町村数	参加団体数	延べ参加人数	延べ調査地点数
尾張地域	6（8）	55（62）	648（592）	91（89）
西三河地域	11（12）	45（52）	494（555）	80（87）
東三河地域	4（4）	8（8）	131（124）	25（20）
合計	21（24）	108（122）	1,273（1,271）	196（196）

※（ ）内は、平成 28 年度の状況を示す。

参考

平成 28 年度	24（12）	122（52）	1,271（555）	196（87）
平成 27 年度	27（11）	127（55）	1,207（443）	213（106）
平成 26 年度	16（7）	120（67）	691（151）	146（82）
平成 25 年度	21（8）	103（52）	913（352）	141（70）
平成 24 年度	22（9）	141（88）	1,002（362）	230（152）
平成 23 年度	22（9）	134（82）	860（452）	256（139）
平成 22 年度	25（14）	103（79）	1,000（667）	210（176）
平成 21 年度	25（8）	83（13）	884（422）	287（131）

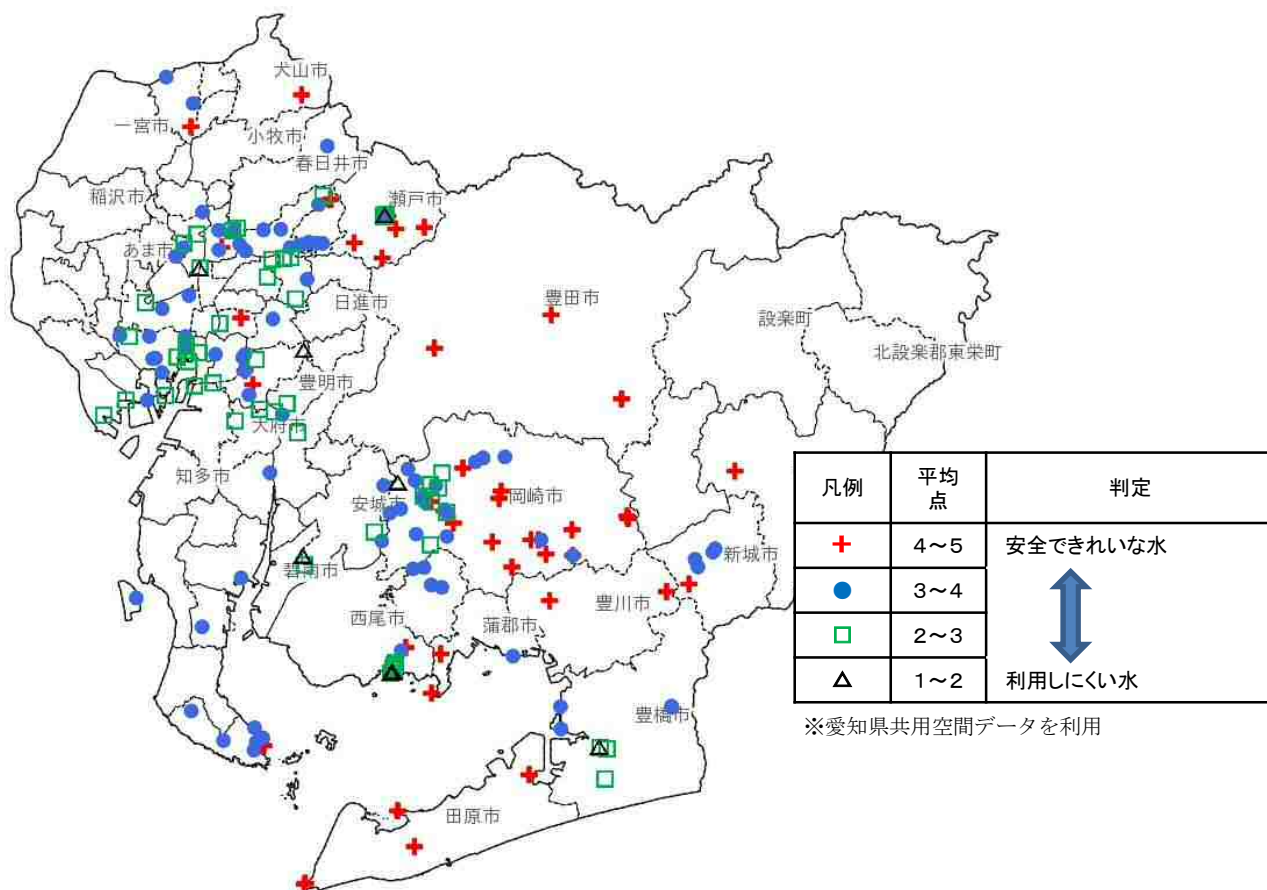
※伊勢湾流域圏一斉モニタリング（中部地方整備局）、水質環境目標値市民モニタリング（名古屋市）の数値を含む。

※（ ）内は、西三河地域の状況を示す。

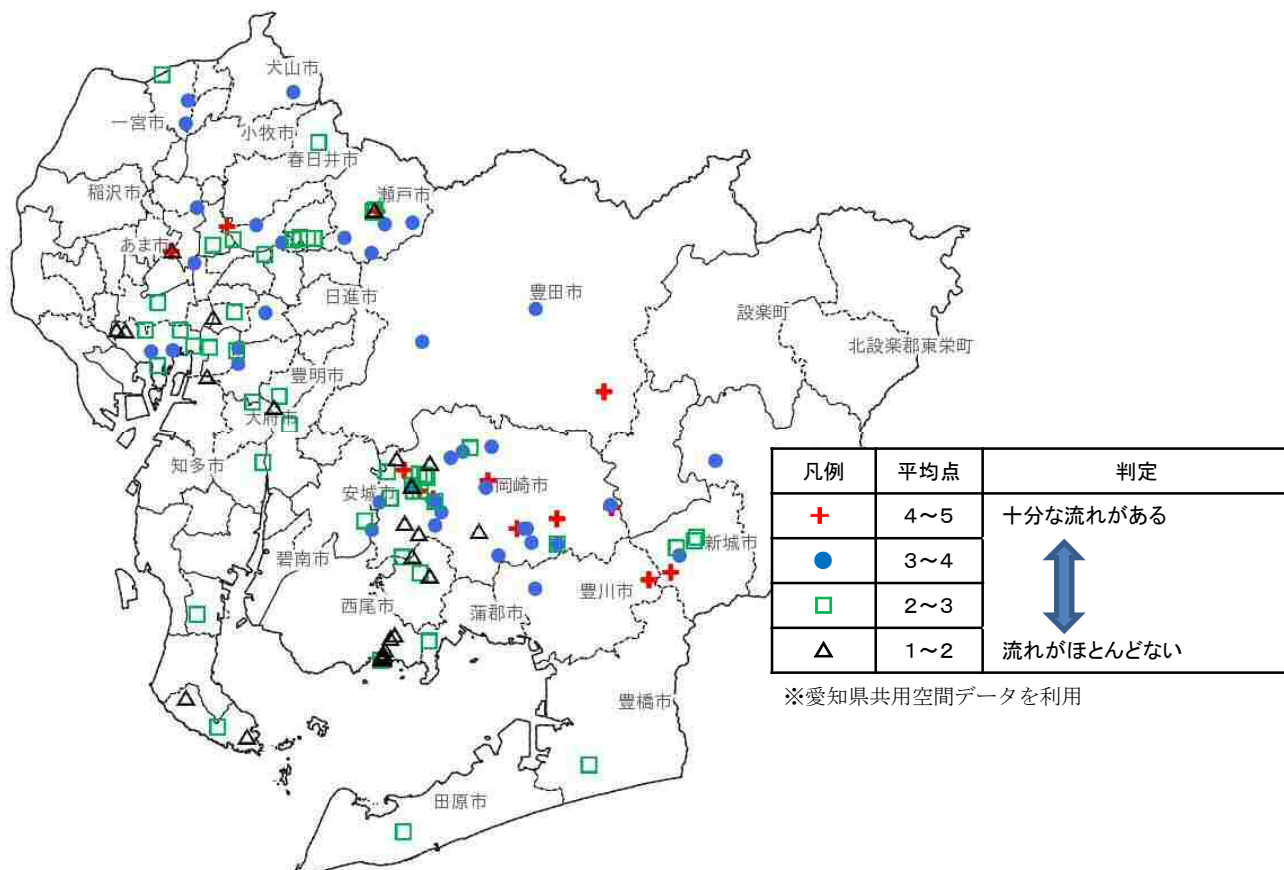
4 調査結果

- ・延べ参加人数（三地域の合計）は、昨年度より 2 人（前年度比 100.2%）増加しました。
- ・尾張地域では、流量の大きい河川である木曾川・庄内川等流域において、東三河地域の豊川・天竜川等流域に比べ、やや評価が低い傾向が見られましたが、生物が豊かで、快適な水辺と感じられたとの声も多く寄せられました。
- ・西三河地域では、流量が大きい河川である矢作川等流域において、境川等流域や油ヶ淵等流域と比べ、全ての項目で評価が高い傾向となりました。
- ・東三河地域では、豊川・天竜川流域において相対的に評点が高く、項目ごとのバランスも良い結果となりました。相対的に流量が大きいほど水がきれいで、川の水量が安定しており、水辺への親しみやすさを感じているのではないかと推察されます。

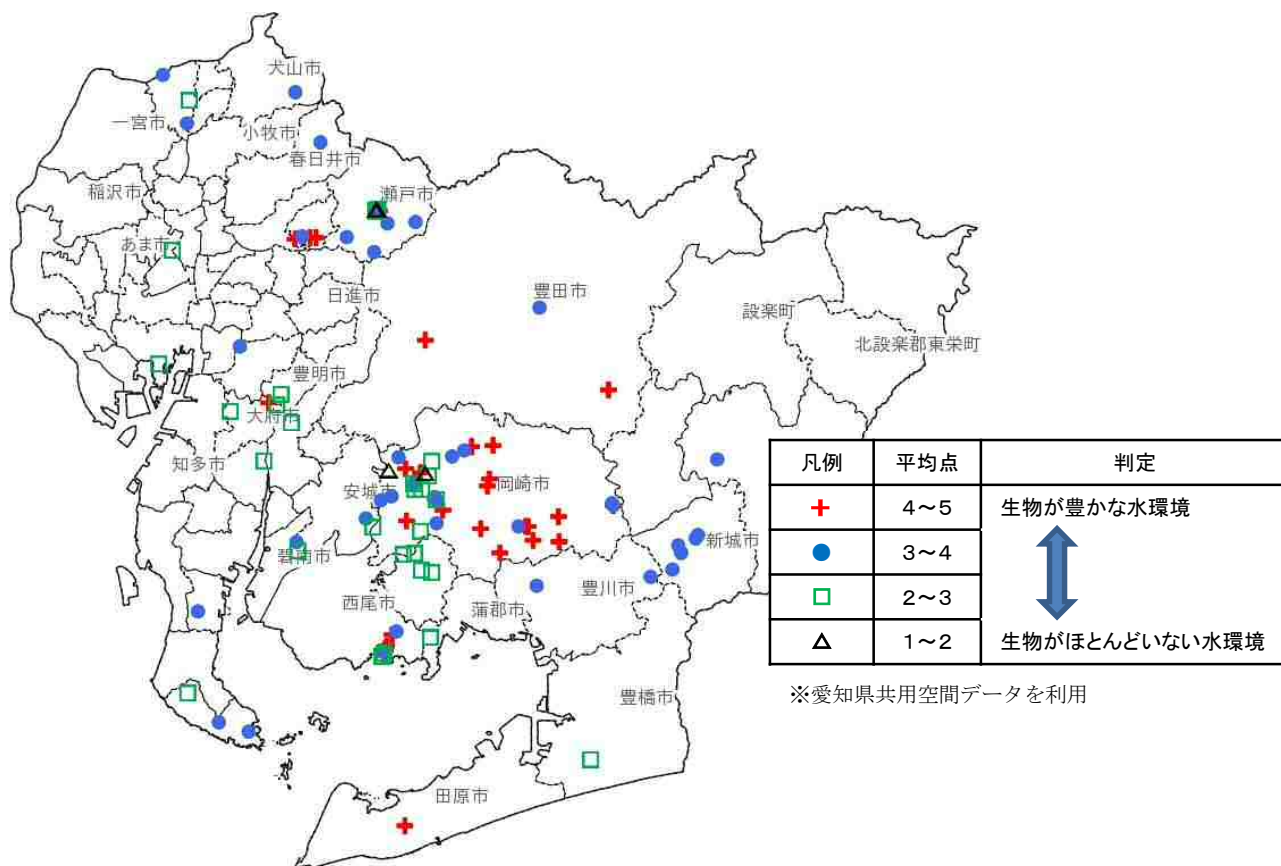
平成29年度 流域モニタリング一斉調査結果（水質）



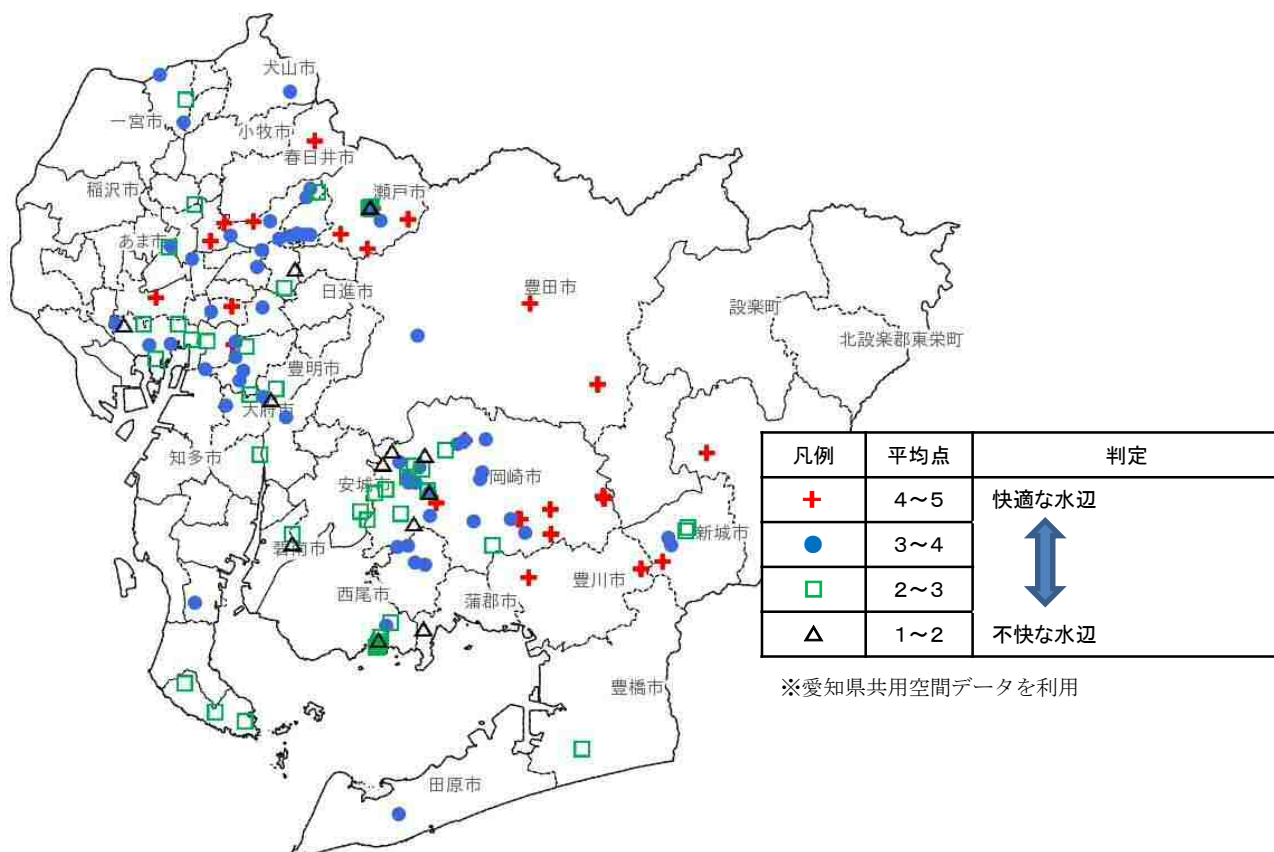
平成29年度 流域モニタリング一斉調査結果（水量）



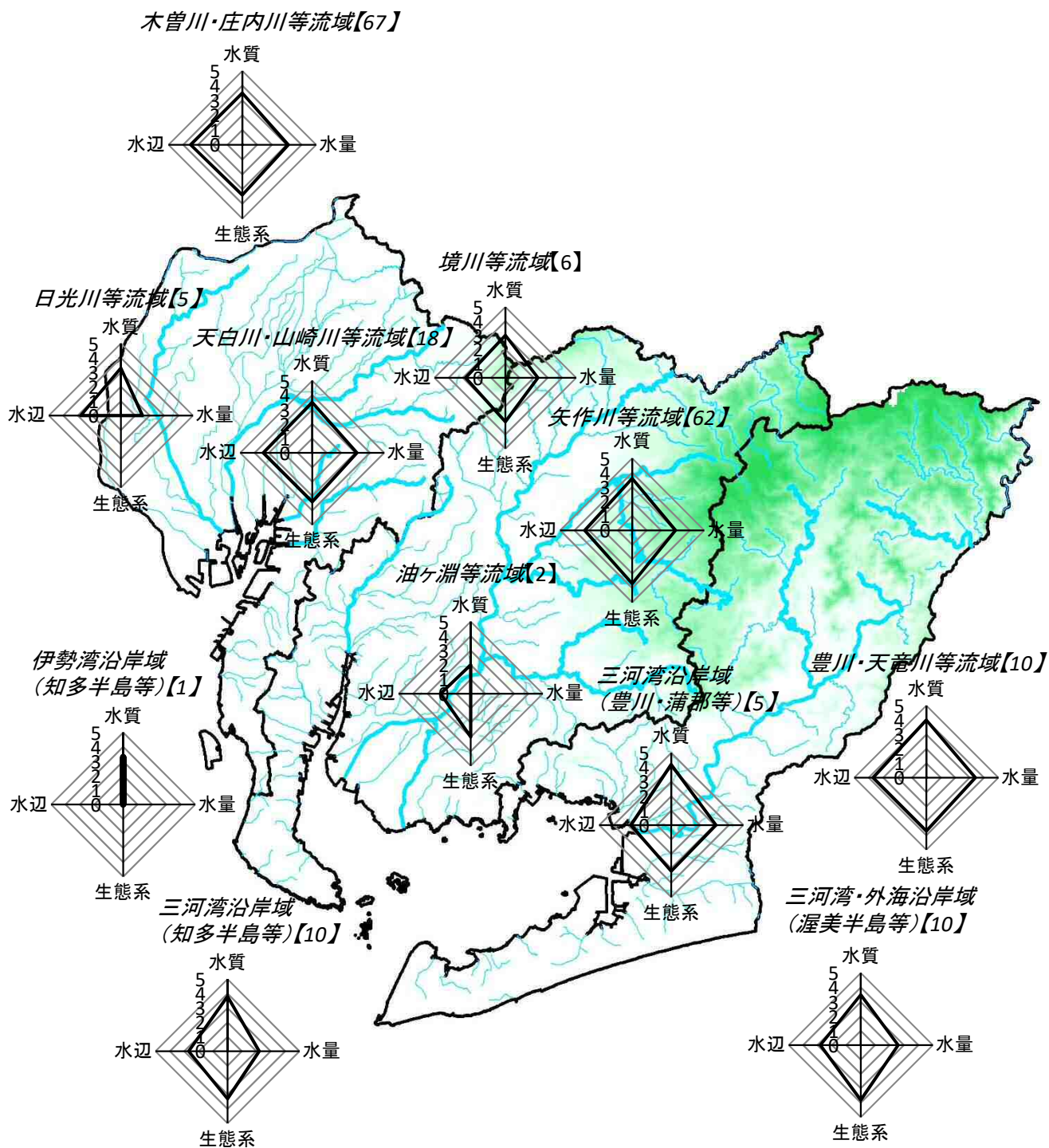
平成29年度 流域モニタリング一斉調査結果（生態系）



平成29年度 流域モニタリング一斉調査結果（水辺）



平成29年度 流域モニタリング一斉調査結果（流域別とりまとめ）



※流域名の後ろの【 】内の数字は地点数を示しています。
 ※調査項目は参加者の任意であるため、日光川等流域は水質、水量及び水辺の評価、伊勢湾沿岸域（知多半島等）は水質の評価のみ、油ヶ淵等流域は水質、生態系及び水辺の評価となっています。

水循環再生のための啓発活動の実績（平成 28 年度）

1 水循環啓発資材

環境学習などで「健全な水循環の再生」を説明する啓発資料として、パネル、パンフレット及びビデオを用意しております。

これらの啓発資材は、水循環の健全化に向けて、県民一人ひとりができることを考えてもらう内容となっております。

パネル等は貸し出し可能ですので、それらを利用して、各種イベント等において水循環再生のPRも併せて行うことができます。

●水循環啓発パネル

- ・ 尾張・西三河・東三河地域の3地域共通の内容 3枚（A1版）
- ・ 各地域の内容 2枚（A1版）

●とりもどそうよ！健全な水じゅんかん（パンフレット）

- ・ 水循環の大切さについて小学生がわかるようにまとめてあります。

●水の調査の進め方 水循環再生指標調査マニュアル（A5版小冊子）

- ・ 水循環再生指標調査マニュアルは流域モニタリング一斉調査を行うため、写真やイラストなどを用いてまとめてあります。

●水の調査の進め方 水循環再生指標調査マニュアル（概要版）

- ・ 水循環再生指標調査マニュアルをA3版にまとめた概要版です。ポケットサイズとなっております。

●とりもどそうよ！健全な水じゅんかん（啓発ビデオ約14分）

- ・ 水循環について、循環のしくみや大切さ、健全な水循環を取り戻すための活動紹介についてまとめてあります。

2 啓発活動の実績

- 愛知県主催のイベント、愛知県の各県民プラザ、愛知県環境学習プラザ等において、パネルの展示及びパンフレットの配布を行いました。大型ショッピングセンター内においても啓発活動や、各団体のイベントと連携した啓発活動を行いました。
- 県内全体で、合計 15 箇所、延べ 155 日間啓発活動を行いました。（表 1）

表1 水循環啓発活動状況

	展示場所	展示期間	日数
1	ヴェルサウォーク西尾	5月20日(土)～5月21日(日)	2
2	イオンモール常滑	6月24日(土)～6月25日(日)	2
3	三河湾再生体験会 (西尾市：東幡豆海岸及び前島)	7月23日(日)	1
4	愛知県庁連絡地下通路	7月31日(月)～8月11日(金)	12
5	愛知県環境学習プラザ※	8月1日(火)～8月31日(木)	31
6	イオンモール大高	9月2日(土)～9月3日(日)	2
7	530のまち環境フェスタ (豊橋市公会堂)	9月16日(土)	1
8	愛知県知多県民センター	10月2日(月)～10月20日(金)	19
9	愛知県西三河県民相談室	10月2日(月)～10月20日(金)	19
10	愛知県東三河県民相談室	10月2日(月)～10月20日(金)	19
11	愛知県庁本庁舎公開イベント	11月3日(木)	1
12	愛知県海部県民センター	11月13日(月)～12月1日(金)	19
13	愛知県新城設楽振興事務所	11月13日(月)～12月1日(金)	19
14	エコプロ2017 (東京ビッグサイト)	12月7日(木)～12月9日(土)	3
15	愛知県県民相談・情報センター	12月11日(月)～12月15日(金)	5
計	15箇所	—	155

※ 愛知県環境学習プラザでは、水循環啓発パンフレット類の展示及び啓発ビデオの放映も実施。

イオンモール大高
(H29.9.2~H29.9.3)



愛知県環境学習プラザ
(H29.8.1~H29.8.31)



530 のまち環境フェスタ
(H29.9.16)



愛知県庁本庁舎公開イベント
(H29.11.3)



(平成26年7月1日施行) 水循環基本法の概要

目的 (第1条)

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

定義 (第2条)

1. 水循環

→水が、蒸発、降水、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること

2. 健全な水循環

→人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

基本理念 (第3条)

1. 水循環の重要性

水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと

2. 水の公共性

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと

3. 健全な水循環への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならないこと

4. 流域の総合的管理

水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと

5. 水循環に関する国際的協調

健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと

○国・地方公共団体等の責務 (第4条～第7条)

○関係者相互の連携及び協力 (第8条)

○施策の基本方針 (第9条)

○水の日 (8月1日) (第10条)

○法制上の措置等 (第11条)

○年次報告 (第12条)

水循環基本計画 (第13条)

基本的施策 (第14条～第21条)

1. 貯留・涵養機能の維持及び向上
2. 水の適正かつ有効な利用の促進等
3. 流域連携の推進等
4. 健全な水循環に関する教育の推進等
5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
6. 水循環施策の策定に必要な調査の実施
7. 科学技術の振興
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

水循環政策本部 (第22条～第30条)

○水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置

- ・水循環基本計画案の策定
- ・関係行政機関が実施する施策の総合調整
- ・水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

組
織

本部長 : 内閣総理大臣

副本部長 : 内閣官房長官

水循環政策担当大臣

本部員 : 全ての国務大臣

水循環基本計画の概要

総論

- 水循環と我々の関わり
- 水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-
 - (1) 流域の範囲
 - (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
 - (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
 - (4) 流域水循環計画
 - (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
 - (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
 - (1) 森林 (2) 河川等 (3) 農地 (4) 都市
- 3 水の適正かつ有効な利用の促進等
 - (1) 安定した水供給・排水の確保等
 - (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
 - (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

- (4) 水の効率的な利用と有効利用
- (5) 水環境
- (6) 水循環と生態系
- (7) 水辺空間
- (8) 水文化
- (9) 水循環と地球温暖化

4 健全な水循環に関する教育の推進等

- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査

7 科学技術の振興

8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 国際連携
- (2) 国際協力
- (3) 水ビジネスの海外展開

9 水循環に関わる人材の育成

- (1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表

水循環基本法に基づく水循環計画（流域水循環計画）の策定

1. はじめに

国は平成 27 年 7 月、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）に基づき、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進することを目的に、水循環基本計画を策定した。

水循環基本計画では、流域の総合的かつ一体的な管理の基本方針等を流域ごとに「流域水循環計画」として策定し、「流域マネジメント」を推進することとしている。

2. 流域マネジメント

流域マネジメントとは、流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、又は改善するため、様々な取組を通じ、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動するものとされている。

活動に当たっては、流域ごとに「流域水循環協議会」を設置し、当該流域の流域マネジメントの基本方針等を定める「流域水循環計画」を策定し、流域水循環協議会を構成する行政などの公的機関が中心となって、各構成主体が連携しつつ、流域の適切な保全や管理、施設整備、活動等を地域の実情に応じ実施するよう努めるものとしている。

3. 全国の水循環基本法に基づく流域水循環計画の策定状況

国では平成 29 年 1 月から、全国各地の流域水循環計画に該当すると考えられる計画等について公的機関からの情報提供を受け、計画等の内容を確認し、平成 30 年 1 月末時点で 29 計画を流域水循環計画として認めている。

4. 流域水循環計画策定のメリット

平成 30 年度より、流域水循環計画に基づき実施される取組が、国土交通省所管の交付金の配分に当たり配慮される。

水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する全 29 計画

(平成 30 年 1 月末時点)

H29.1 認定	提出機関名	計画名
1	福島県	うつくしま「水との共生」プラン
2	千葉県	印旛沼流域水循環健全化計画・ 第1期行動計画（案）
3	富山県	とやま21世紀水ビジョン
4	兵庫県	ひょうご水ビジョン
5	熊本県	熊本地域地下水保全管理計画・第2期行動計画
6	宮崎県	都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画・ 都城盆地硝酸性窒素削減対策実施計画（最終ステップ）
7	さいたま市（埼玉県）	さいたま市水環境プラン
8	八王子市（東京都）	八王子市水循環計画
9	国立市（東京都）	国立市水循環基本計画
10	秦野市（神奈川県）	秦野市地下水総合保全管理計画
11	座間市（神奈川県）	座間市地下水保全基本計画
12	大野市（福井県）	越前おおの湧水文化再生計画
13	静岡市（静岡県）	第2次静岡市環境基本計画の一部
14	静岡市（静岡県）	しずおか水ビジョン
15	岡崎市（愛知県）	岡崎市水環境創造プラン
16	高松市（香川県）	高松市環境基本計画
17	熊本市（熊本県）	第2次熊本市地下水保全プラン

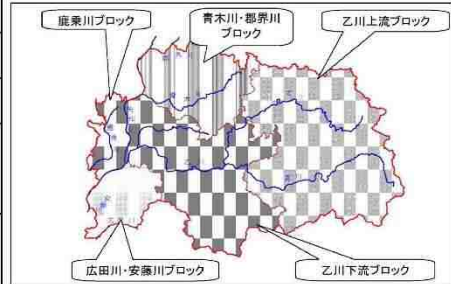
H29.4 認定	提出機関名	計画名
1	宮城県	鳴瀬川流域水循環計画
2	宮城県	北上川流域水循環計画
3	宮城県	名取川流域水循環計画
4	奈良県	なら水環境ビジョン
5	高知県	四万十川流域振興ビジョン
6	高知県	第2次仁淀川清流保全計画
7	長崎県	第2期島原半島窒素負荷低減計画（改訂版）
8	豊田市（愛知県）	水環境共働ビジョン～地域が支える流域の水循環～
9	京都市（京都府）	京都市水共生プラン
10	福岡市（福岡県）	福岡市水循環型都市づくり基本構想

H30.1 認定	提出機関名	計画名
1	千葉市（千葉県）	千葉市水環境保全計画
2	安曇野市（長野県）	安曇野市水環境基本計画・同行動計画

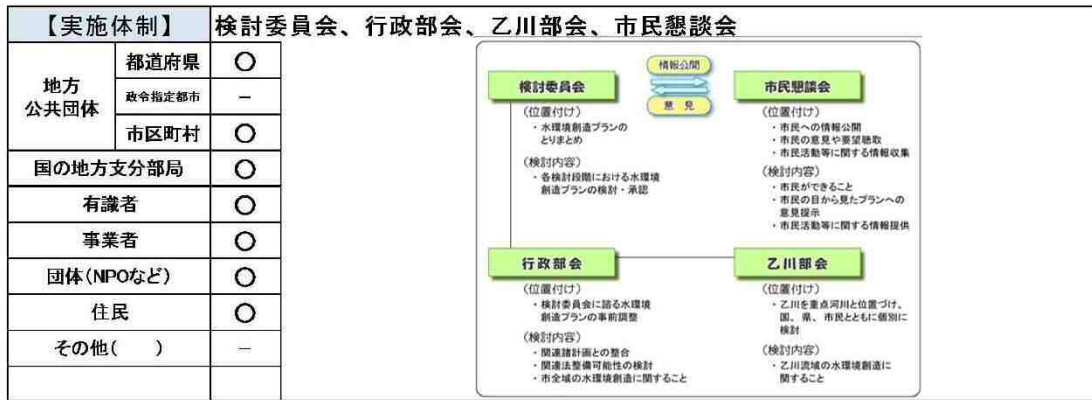
岡崎市流域水循環計画（岡崎市水環境創造プラン）の概要(H29.1 認定)

流域水循環計画に該当する計画概要（15）

計画名	岡崎市水環境創造プラン(平成20年3月)		
提出機関名	岡崎市	対象地域	矢作川流域(岡崎市内)
メイン課題	水環境		
計画概要	下流の旧岡崎市と上流の旧額田町が合併し、乙川流域が全て岡崎市に含まれたことを機に策定された水環境をメイン課題とした総合的な計画。		
計画の特徴	環境省の名水百選選抜総選挙における「秘境地として素晴らしい名水部門」第1位の「烏川ホタルの里湧水群」を源流とする乙川に関する取組。		



計画対象地域(矢作川流域(岡崎市内))



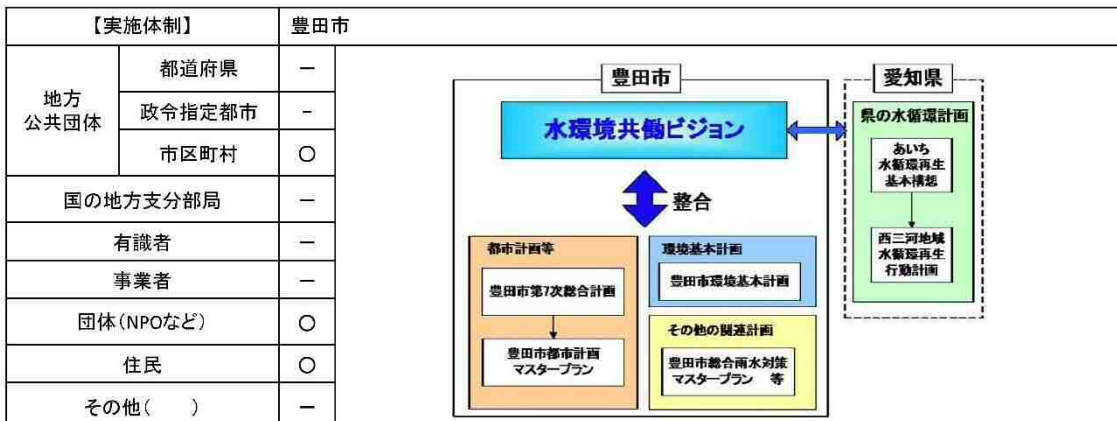
豊田市流域水循環計画（水環境共働ビジョン）の概要(H29.4 認定)

【第2回】流域水循環計画に該当する計画概要（8）

計画名	水環境共働ビジョン(平成21年3月)		
提出機関名	豊田市	対象地域	豊田市全域
メイン課題	水環境		
計画概要	平成17年における市町村合併により、矢作川の上流域の大部分を占める豊田市における水環境をメインとした総合的な計画		
計画の特徴	市内を「水源・涵養域」、「湧出・水利用域」、「流出域」の3つに分割し、地域ごとに現状と課題を整理し取組を推進。		



計画対象地域(豊田市全域)



4. 水循環再生地域協議会における水循環基本法に基づく水循環計画策定の方向性

4. 1 健全な水循環確保に向けた国・本県の動向

【 国 】

平成 12 年度

- ・環境基本計画で「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」を掲げた。

平成 15 年度

- ・水に関する 6 省庁（環境・国土・厚生・農水・通産・建設：当時）が連携し、健全な水循環の確保のための具体的な方途を示した。

平成 26 年度

- ・水循環基本法（内閣府所管。以下「法」という。）が施行された。

平成 27 年度

- ・法に基づく水循環基本計画が閣議決定され、同計画において地域の実情に応じた**流域水循環計画***の策定が位置付けられた。

* 地方公共団体、国の地方支部局、事業者、国等から成る流域水循環協議会が、水循環基本計画に基づいて策定する計画のこと。

【 本県 】

平成 17 年度

- ・健全な水循環を再生することを目的に「あいち水循環再生基本構想」を策定した。

平成 18 年度

- ・県内を 3 地域（尾張、西三河、東三河）に分け、それぞれ県、市町村、事業者、民間団体から成る地域協議会を設立した。
(構成員数：尾張地域 52 西三河地域 41 東三河地域 32 合計 125)

平成 19 年度

- ・地域協議会が地域の実情に応じた水循環再生行動計画（第 1 次）を策定し、取組を推進した。
(取組数：尾張地域 206 西三河地域 183 東三河地域 163 合計 552)

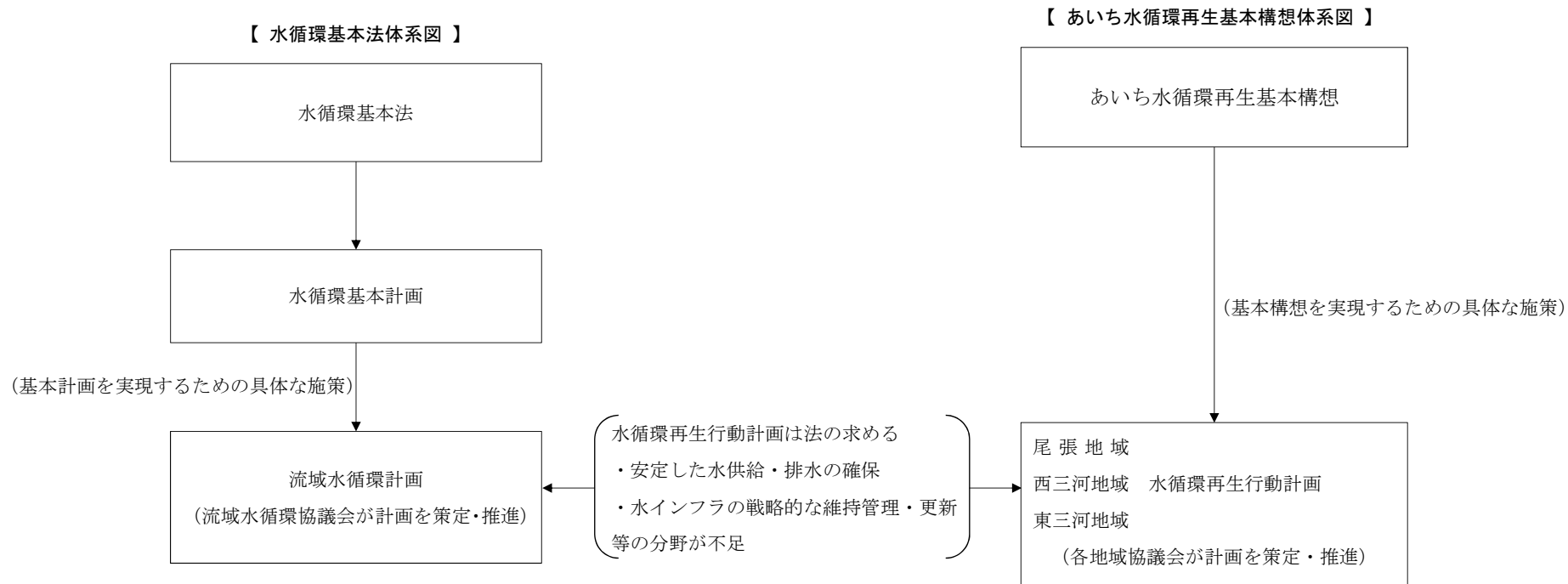
平成 23 年度

- ・地域協議会は現行計画を見直し、水循環再生行動計画（第 2 次）を策定し、取組を推進した。
(取組数：尾張地域 243 西三河地域 194 東三河地域 187 合計 624)

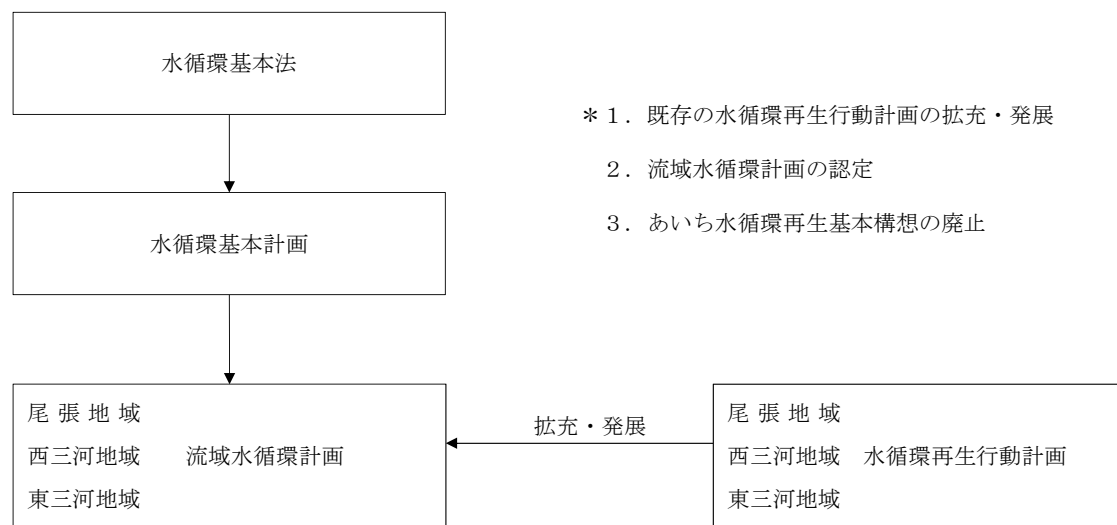
平成 27 年度

- ・地域協議会は現行計画を見直し、**水循環再生行動計画（第 3 次）**を策定し、取組を推進している。
(取組数：尾張地域 233 西三河地域 191 東三河地域 173 合計 597)

4. 2 「水循環基本法」と「あいち水循環再生基本構想」の体系（現在）



4. 3 水循環基本法に基づく水循環計画策定の方向性（事務局案）



水循環啓発イベントカレンダーの作成

1. 平成 29 年度 水循環啓発イベントカレンダーの確認

平成 29 年 10 月 3 日に作成（公表）した別添のイベントカレンダーについて、実績確認をお願いします。

2. 平成 30 年度 水循環啓発イベントカレンダーの作成

平成 30 年度のイベントカレンダーの作成をお願いします。

3. 上記の確認、作成依頼は別途させていただきます（H30.5 予定）。

★ 平成29年度 西三河地域水循環再生地域協議会 水循環啓発イベントカレンダー

※イベントの下にあるURLから詳細情報が見れます。

		平成29年							平成30年				
構成員		4月	5月	6月	7月	8月 8/1 (水の日) 8/1~7 (水の週間)	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業者・ 県民・民間団体	あいち豊田農業協同組合		・赤とんぼ米親子体験農業 (田植え) ・赤とんぼ米親子体験農業 (生き物観察) (豊田市下山地内: 5/27) ・赤とんぼ米親子体験農業 (稲刈) (豊田市下山地内: 9/30)				・川と海のクリーン大作戦in明治用水 (明治用水頭首工周辺: 10/21) ・水のかんさよう祭: 安城市二本木小学校 (水源地管理所他: 9/15) ・水のかんさよう祭: 安城市八ツ田小学校 (水源地管理所他: 11/15) ・水のかんさよう祭: 安城市桜井小学校 (水源地管理所他: 11/29) ・水のかんさよう祭: 安城市中部小学校 (水源地管理所他: 12/1)						
	明治用水土地改良区	↓詳細情報は水のかんさよう学習館HP↓ (http://www.midorinet-meiji.jp/mizukan/index.html)											
	矢作川沿岸 水質保全対策協議会		・水質保全パトロール活動 (矢作川流域: 毎月)										
	岡崎市		・内水面漁場清掃事業 (乙川・男川: 5月、6月) ・小呂湿地定期保全作業 (小呂湿地: 毎月第1土曜日) ・北山湿地定期保全作業 (北山湿地: 毎月第3土曜日) ・水とみどりの駅事業 (https://okazaki-kanko.jp/mizutomidori/)					・川と海のクリーン大作戦 (矢作川流域: 10/22) ・間伐講習会 (千方町町 (基礎編): 10/7、14、21、28) ・間伐講習会 (千方町町 (実践編): 11/11、18、25、12/2) ・おと川リバーヘッド大作戦 (石原・巖山町: 9月、3月) ・森林整備講習会 (岡崎市図書館交流プラザ: 11/23)					
	半田市		・水辺クリーン・アップ大作戦 (半田中央埠頭・亀崎海岸緑地: 7/22) (https://www.city.handa.lg.jp/s-kyodo/event/documents/mizube.html)										
	碧南市		・川の生き物教室 (平地川: 6/21、乙川小: 6/27) (http://www.city.handa.lg.jp/kankyo/machi/kankyo/kankyo/kehatsu/kankyo/kehatsu/h22hanazono.html)										
	刈谷市	・矢勝川の環境を守る会による彼岸花植栽等 (矢勝川: 4月~8月) ・自然観察会 (平地川: 8/5) ・社団運動 (阿久比) と阿久比中学校と会の合同による彼岸花植栽等 (矢勝川: 6/23) ・岩滑小と会の合同による彼岸花植栽等 (矢勝川: 7/5) ・岩滑北保育園と会の合同による彼岸花植栽等 (矢勝川: 7/23) ・油ヶ瀬浄化センター (油ヶ瀬周辺: 7/23)											
	豊田市		・水生生物調査 (豊松小学校: 6/9) ・水生生物調査 (平和小学校: 6/16) ・水生生物調査 (市木小学校: 6/21) ・水生生物調査 (駒場小学校: 6/27) ・水生生物調査 (大畑小学校: 上鷹見小学校: 7/4) ・水生生物調査 (岩倉小学校: 7/6) ・水生生物調査 (幸海小学校: 7/7) ・水生生物調査 (本郷小学校: 7/11) ・水生生物調査 (加納小学校: 7/12) ・水生生物調査 (飯野川 (西広瀬小学校): 6/20) ・川しらべ (西中山山 (西中山自治区): 7/8) ・川しらべ (水無瀬川 (井柳中学校): 7/26) ・川しらべ (加茂川 (東山町自治区): 8/9) ・川しらべ (蓬妻女川 (蓬妻交流館): 9/9) ・川しらべ (家下川 (家下川を美しくする会): 11/12)										

★平成29年度 西三河地域水循環再生地域協議会 水循環啓発イベントカレンダー

※イベントの下にあるURLから詳細情報が見れます。

		平成29年							平成30年					
構成員		4月	5月	6月	7月	8月 8/1 (水の日) 8/1~7 (水の週間)	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市町	安城市				・油ヶ淵浄化センター(油ヶ淵周辺：7/23)									
	西尾市				・油ヶ淵浄化センター(半場川：7/16) ・みどり川クリーン作戦(北浜川：7/23) ・夏だ！海だ！冒険だ！無人島で自然とにらめっこ(東櫃豆海岸・前島：8/7~8/9) ・川ぞいながる森と海三河湾クルーズ「海の生き物調査隊」(西尾市沿岸の三河湾：9/10)									
	大府市					・ため池の生物調査(奥池：8月) ・クリーン・アップ・ザ・ワールド・イン大府(石ヶ瀬川等：9月)								
	みよし市			・オオキケンケイギ駆除活動(境川及び砂後川河川敷：5/20)										
	阿久比町			・板山高根湿地環境ボランティア(板山高根湿地：第1・第3土曜日、第3日曜日)										
	東浦町			↓詳細情報は明徳寺川の自然を守る会のHP↓ (http://www.town.aichi-hiasashiura.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/kankyo/mvoutokuzigawanosizenwomamorukai/1482365812791.html)			・明徳寺川スイセイ植栽活動(明徳寺川：9/30)							
	美浜町			・ごみゼロ運動(町内全域：5/28) ・河川愛護活動(町内河川：6月、7月)										
	武豊町			・水辺クリーンアップ大作戦(富貴ヨットハーバー周辺・新川・北川・石田川・浦島川・笠松川：6/17) ・水辺クリーンアップ大作戦(石川・武豊港・堀川・浅水川：10/14)										
	幸田町			・河川愛護活動(町内河川：5/14~2月) ・河川愛護活動(石川・光明寺川：6/11)								・河川愛護活動(石川・光明寺川：2月)		
	知立建設事務所				・油ヶ淵美化活動&環境取組意見交換会(油ヶ淵：7月)							・油ヶ淵水質浄化活動(油ヶ淵：1月)		
県	知立建設事務所			・流域モニタリング一斉調査(県内全域：6/5~9/30) ・パナエル巡回展示(県機関：10月~12月) (http://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizu/h29monitoring.html) ・パナエル展示(県庁公開：11/3)			・パナエル展示(県環境学習プラザ：8/1~8/31) ・パナエル展示(県庁地下通路：7/31~8/11) ・油ヶ淵浄化センター(西尾市：7/16、碧南市・安城市・高浜市：7/23) ・アクション油ヶ淵2017(安城産業文化公園：7/22)							
	環境部	・水循環関係パンフレット常設											↓油ヶ淵関連の詳細情報↓ (https://www.aburagafuchijp/index.php)	

西三河地域水循環再生地域協議会設置要綱

(目的)

第1 西三河地域における水環境の総合的な改善に向け、県民・事業者・民間団体・行政が連携・協働して健全な水循環を再生するため、西三河地域水循環再生地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の行う協議・活動)

第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、活動を行う。

- (1) 水循環再生の推進に関する事項。
- (2) 水循環再生地域行動計画の策定及び推進に関する事項。
- (3) 水循環再生の取組の情報交換や調整に関する事項。
- (4) その他水環境の総合的な改善に必要な事項。

(構成)

第3 協議会は、別表1に掲げる事業者・県民・民間団体及び市町村、国及び県の関係機関で組織する。

(運営)

第4 協議会各構成員の意見を中立的な立場から集約し、協議会の円滑な運営を図るため、協議会に座長を置く。

- 2 座長は、学識経験者をもって充てる。
- 3 協議会は、座長が招集する。
- 4 座長の任期は2年とし、その再任を妨げない。
- 5 座長が協議会に出席できない場合は、座長が推薦した者がその協議会において座長の代理を務める。

(行動計画フォローアップチーム)

第5 行動計画の進捗状況の点検・把握などを行い、取組の一層の推進を図るため、協議会に行動計画フォローアップチームを設ける。

- 2 行動計画フォローアップチームは、別表2に掲げる者をもって構成するものとし、チームリーダー及びサブリーダーを置く。
- 3 チームリーダーは、環境部水地盤環境課長を、サブリーダーは建設部河川課長をもって充てる。
- 4 行動計画フォローアップチームの会議は、チームリーダーが招集する。

(外部関係者の出席)

第6 座長は、協議会に際し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7 事務局は、環境部水地盤環境課及び建設部河川課で構成し、環境部水地盤環境課が代表する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 2 月 15 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 2 月 10 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 1 月 29 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

西三河地域水循環再生地域協議会

区分	所属	役職等
座長	名古屋工業大学	教授 富永晃宏
事業者・県民・民間団体	豊田森林組合	組合長
	あいち中央農業協同組合	組合長
	あいち豊田農業協同組合	組合長
	西三河漁業協同組合	組合長
	名倉川漁業協同組合	組合長
	岡崎商工会議所	専務理事
	豊田商工会議所	専務理事
	明治用水土地改良区	理事長
	矢作川沿岸水質保全対策協議会	会長
市町	岡崎市	市長
	半田市	市長
	碧南市	市長
	刈谷市	市長
	豊田市	市長
	安城市	市長
	西尾市	市長
	大府市	市長
	知立市	市長
	高浜市	市長
	豊明市	市長
	みよし市	市長
	東郷町	町長
	阿久比町	町長
	東浦町	町長
	南知多町	町長
	美浜町	町長
	武豊町	町長
幸田町	町長	
国	中部地方環境事務所	総務課長
	中部地方整備局豊橋河川事務所	所長
	中部地方整備局三河港湾事務所	所長
県	西三河県民事務所	所長
	西三河農林水産事務所	所長
	豊田加茂農林水産事務所	所長
	西三河建設事務所	所長
	知立建設事務所	所長
	豊田加茂建設事務所	所長
	衣浦港務所	所長
	農林水産部	部長
	建設部	部長
	環境部	部長

別表2 西三河地域水循環再生地域協議会 行動計画フォローアップチーム

区分	所属	役職等
事業者・県民・民間団体	豊田森林組合	参事
	あいち豊田農業協同組合	営農企画課長
	名倉川漁業協同組合	副組合長
	岡崎商工会議所	事務局長
	明治用水土地改良区	総務課長
	矢作川沿岸水質保全対策協議会	事務局長
市町	岡崎市	関係課長
	半田市	関係課長
	豊田市	関係課長
	安城市	関係課長
	西尾市	関係課長
国	中部地方整備局豊橋河川事務所	調査課長
	中部地方整備局三河港湾事務所	企画調整課長
県	西三河県民事務所	環境保全課長
	西三河県民事務所 豊田庁舎	豊田加茂環境保全課長
	西三河農林水産事務所	農政課長
	豊田加茂農林水産事務所	農政課長
	西三河建設事務所	河川港湾整備課長
	知立建設事務所	河川整備課長
	豊田加茂建設事務所	河川整備課長
	衣浦港務所	建設課長
	建設部	河川課長
	環境部	水地盤環境課長

